

官報号外

昭和五十六年四月二十三日

○第九十四回 衆議院会議録 第二十一号

昭和五十六年四月二十三日(木曜日)

議事日程 第十九号

昭和五十六年四月二十三日

午後二時開議

第一 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)

第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)

第九 農業基本法に基づく昭和五十五年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十五年度年次報告及び昭和五十六年度林業施策及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十五年度年次報告及び昭和五十六年度沿岸漁業等の施策についての発言並びに食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び総合食糧管理条例案(安井吉典君外八名提出)の趣旨説明及び質疑

第十 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 電波法の一部を改正する法律案(内

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第九 農業基本法に基づく昭和五十五年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十五年度年次報告及び昭和五十六年度林業施策及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十五年度年次報告及び昭和五十六年度沿岸漁業等の施策についての発言並びに食糧管理条例法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び総合食糧管理条例案(安井吉典君外八名提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時四分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、各種手数料等の改定に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事大原一三君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

大蔵委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

書

〔本号末尾に掲載〕

〔大原一三君登壇〕

○大原一三君 ただいま議題となりました各種手数料等の改定に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

最近における経済情勢の変化等に顧み、政府においては、今般、各種の行政事務に係る手数料等の金額につきまして、行政コスト、物価動向等を勘案して統一的な観点から全般的な見直しを行ふ、費用負担の適正化を図ることとしたとしております。

本案は、各種手数料等の改定に当たり、法律改正を必要とするものにつきまして、関係法律を一括して改定することとして提出されたものであります。

その内容は、不動産の鑑定評価に関する法律等三十四法律に規定されておりました各種手数料等の額または金額の限度額につきまして、所要経費の額の増等を勘案して、おのおの所要の引き上げを行おうとするものであります。

なお、この法律案に基づく各種手数料等の改定は、本年五月一日から実施することを予定いたしております。また、この改定に伴う昭和五十六年

度の国の歳入の増加額は約四十一億円と見込まれております。

以上がこの法律案の概要であります。本案につきましては、去る四月十七日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、一昨

二十日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきもとのと決しました。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

大蔵委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

書

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決いたします。

大蔵委員長の報告を求めます。地方行政委員長左藤

惠君。

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長左藤

惠君。

日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○左藤惠君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地

方行政委員会における審査の経過及び結果を御報

告申し上げます。

以上がこの法律案の概要であります。本案につきましては、去る四月十七日渡辺大蔵大臣から

提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、一昨

二十日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきもとのと決しました。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第一に、昭和五十六年度分の地方交付税の総額について、昭和五十年度から同五十二年度までの各年度の借入金の償還方法を変更することにより、その増加を図るほか、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三百六億円及び同特別会計において新たに借り入れる千三百二十億円を加算しようとするものであります。

ついて、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

本案は、三月三十一日本委員会に
のであります。

次いで、討論を行い、採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

月十六日提案理由の説明を聴取し、審査を行い、四月二十一日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

線局の増加に対処するため、罰則の規定を整備する等の改正を行おうとするものであります。

まず第一に、郵政大臣は郵政省令で定める無線設備について、技術基準適合証明を行うとともに

付金等三百六億円及び同特別会計において新たに借り入れる千三百二十億円を加算しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

ともに、郵政大臣の指定する者、すなわち指定証明機関にも、これを行わせることができることとしております。

官 告 報 (号 外)

育水準の向上、社会福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置するほか、財源対策の縮減に伴い、必要となる投資的経費を基準財政需要額に算入するため、単位費用の改定等を行おうとするものであります。

第二に、風俗営業等取締法等十二法律に定める地方公共団体の手数料の額またはその上限について改正を行い、受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資することとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月二十六日当委員会に付託され、四月二日安孫子自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、五日間にわたって質疑を行い、特に十五日には参考人の意見を聴取するなど、本案を中心として地方財政全般にわたって熱心に審査を行いました。

去る二十一日質疑を終了し、次いで、日本社会党・公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提出の修正案並びに日本共産党提出の修正案に

○議長(福田一君) 日程第三、農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長江藤隆美君。

〔江藤隆美君登壇〕

○江藤隆美君 ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、農業に関する技術上の総合的な試験研究等の推進を図るため、農林水産省の本省の付属機関として農業研究センターを設置することとし、これに伴い農事試験場を廃止しようとするも

○議長(福田一君) 日程第三、農林水産省設置の一部を改正する法律案(内閣提出)

君正〇

(内閣提出)
議長(福田一君) 日程第四、電波法の一部を改
する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。通信委員長佐藤守良

第三に、郵政大臣は、その指定する者、すなわち指定試験機関に、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士または電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者国家試験の実施に関する事務を行わせることができることとし、この指定試験機関の指定の基準、その役員の選任及び解任等についての郵政大臣の認可、その他の監督等については、指定証明機関に準じて定めることとしております。

○佐藤守良君　ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における無線局の免許申請者及び無線従事者国家試験の受験者の増加に対応して、行政事務の簡素合理化と、申請者等の利便の増進を図り、あわせて、諸外国の動向にかんがみ、ア

が認める國の國民に対しても、免許を与えること
ができるとしております。

第五に、現行電波法は、郵政大臣の免許がない
のに、無線局を運用した場合は、処罰できるとし
ておりますが、これを、郵政大臣の免許がないの
に、無線局を開設した場合にも処罰できることと
しております。

るほか、その他規定の整備を行うこととしております。

本案は、三月十八日当委員会に付託され、四月十六日山内郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、昨二十二日討論もなく採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第五、農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 諸君は、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 「異議なし」と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○田邊國男君 ただいま議題となりました農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、農業者年金の給付額につき、最近における農業所得の推移と国民年金等の給付改善の内容を勘案し、昭和五十六年七月以降所要の引き上

げを行なうとともに、保険料の額を財政再計算に基づき、昭和五十七年一月以降年次ごとに段階的に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、四月十五日亀岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行なった結果、四月二十二日質疑を終了し、続

いて採決を行いましたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、年金財政充実のため各種方策を検討すること等の附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 「異議なし」と認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(福田一君) 日程第六、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 「異議なし」と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔野中英二君登壇〕

○野中英二君 ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、商工組合中央金庫は、政府系中小企業金融三機関の中でも、中小企業者の組織及び準備金の額の二十倍から三十倍に引き上げること、第一に、商工債券の発行限度を払い込み資本金及び準備金の額の二十倍から三十倍に引き上げること、第二に、一所属団体の出資口数の限度を現在の五万口から所属団体の出資総口数の百分の一に引き上げること、第三に、商工組合中央金庫の所属資格団体として、都市再開発法に基づく市街地再開発組合を追加すること等であります。

両案は、去る三月十六日当委員会に付託され、四月八日田中通商産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、以来、参考人を招致する等、慎重に審査を重ね、昨四月二十二日両案の質疑を終了し、それぞれ採決の結果、両案とも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 「異議なし」と認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案外一案

本案は、かような実情にかんがみ、商工会の事業活動をより一層促進しようとするものであります。

第一に、商工会の目的に「社会一般の福祉の増進に資すること」を加えること、

第二に、商工会の事業範囲を拡大し、商工業に

関する調査研究、商工業に関する施設の設置、運

用及び社会一般の福祉の増進に資する事業を追加

すること、

第三に、定款で定めた場合は、商工業者以外の者を商工会の会員とができること、

第四に、商工会及び商工会連合会の理事の定数を二十人以内から三十人以内に、全国連合会の理事の定数を十人以内から十五人以内に増員すること

と

第一に、商工債券の発行限度を払い込み資本金及び準備金の額の二十倍から三十倍に引き上げること、

第二に、一所属団体の出資口数の限度を現在の五万口から所属団体の出資総口数の百分の一に引き上げること、

第三に、商工組合中央金庫の所属資格団体として、都市再開発法に基づく市街地再開発組合を追加すること等であります。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 「異議なし」と認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案外一案

の増加によるものであります。農業構造の面では、中小家畜、施設園芸等では経営規模の拡大が進みましたが、稻作等では農地価格の上昇などから經營規模の拡大が停滞的に推移してまいりました。

最近の農業をめぐる情勢を見ますと、穀物などの国際需給は、昨年の世界的な異常気象の影響等により逼迫に向かい、穀物の在庫率は近年になく低い水準にあり、また、長期的にも楽観できない状況にあります。

食糧消費につきましては、經濟の安定成長下において、国民の実質所得の伸びの低下等に伴い食糧消費支出の伸びの鈍化が見られます。また、わが国の食生活は、米・魚・野菜を中心とする畜産物等を組み合わせた日本型食生活が形成されつつあります。平均的に見た国民の栄養水準はバランスのとれたものとなつておりますが、脂肪分の多い食品が高いテンポで増加を続けるならば、栄養の偏りが問題となるおそれもあります。

農業生産につきましては、畜産、園芸等が順調に伸びておりますが、五十五年には記録的な冷害により米を中心の大規模な被害が発生いたしました。

農産物の需給は、米の過剰が続き、牛乳、ミルク等多くの農産物も需給緩和傾向が続いており、農産物の生産者価格は低迷しております。

こうした中で、農家経済を見ますと、五十四年度の農業所得は前年度を下回りましたが、農外所得の伸びなどにより農家総所得は前年度を上回っております。また、五十五年には、冷害の影響により農業所得は前年をさらに下回って推移しておりますが、農業共済金の早期支払い、農外所得の増加等により農家総所得はなお増加しております。

水田利用再編対策は、五十四、五十五年度とも目標を上回って実施され、麦、大豆、飼料作物等の作付が大幅に増加しておりますが、今後とも転作等の一層の推進と定着化を図ることが必要となります。

農業構造の面では、借地による農地流動化の兆しが見られ、基幹男子農業専従者のいる農家を中心として規模拡大など、経営の発展を図る動きが見られます。

このような農業の動向の中で、農政の当面する重要な課題は、

第一に、農業生産の再編成等を通じ、総合的な食糧自給力の維持強化を図ること。

第二に、農産物価格及び農業生産資材価格の安定を図るとともに、流通加工の合理化を進めること。

第三に、農地の流動化等農業構造の改善を一層推進することともに、農村の計画的整備を図ることであります。

このような最近の農業の動向を踏まえ、五十六年度の施策としては、食糧の総合的な自給力の維持強化を図ることを基本として、地域の実態に即した構造政策の推進、需要の動向に即応した農業生産の振興、農業生産基盤の整備、住みよい農村の建設と農業者の福祉の向上、農産物の価格安定、流通加工の合理化と消費者対策の充実、農業技術の開発と普及事業の拡充、備蓄対策の推進、国際協力の推進等、各般の施策を進めることとしております。

第二に、林業について申し上げます。

まず、木材需要は、五十四年には増加したもの、五十五年には住宅建設の著しい不振から減少が見込まれております。一方、供給は、外材のシェアが七割近くを占め、その内容については製品輸入の増加が目立っております。

次に、木材価格は、五十四年から五十五年にかけて大幅な上昇と下落を示しましたが、五十五年の価格の下落、取引量の縮小は木材流通加工部門に深刻な不況をもたらしております。

林業生産活動につきましては、五十四年には、丸太生産量は増加しましたが、造林は依然として減少を続けております。また、五十五年末から五

十六年初めにかけて、東北・北陸地方を中心にならで規模な雪害が発生し、その早期の復旧が課題になつております。

さらに、現在不況に見舞われてゐる木材流通加工部門につきましては、木材需給両面のさまざまな変化に対応し、住宅部門との連携、間伐材の有効活用等により、合理化、近代化の方向を見出していくことが必要となつております。

このようないふたつの状況のもとで、今後的重要課題は、第一に、間伐の促進等、森林資源の整備と国土保全対策の充実を図ること、

第二に、木材の需給及び価格の安定と国産材供給体制の整備を図ること、

第三に、活力ある山村の育成と林業の担い手対策の充実整備を図ること

であります。

以上のような最近の林業の動向を踏まえ、五十六年度におきましては、林業生産の増進、林業構造の改善、林産物需給の安定及び流通加工の合理化、林業の担い手対策の強化、国有林野事業の經營改善等、各般の施策を推進することいたしております。

さらに、雪害につきましては、先般、いわゆる激甚灾害法の一部改正をいただき、森林災害復旧事業が制度化されたところであり、その適切な運用により森林被害の早急な復旧を図る所存であります。

第三に、漁業について申し上げます。

最近におけるわが国漁業をめぐる情勢は、海洋新秩序の形成が進む中で、水産物需要の停滞、燃油価格の高騰など、きわめて厳しいものがあります。

水産物の生産量は、一千万トンの水準を維持しておりますものの、今後、その安定的供給を確保していくためには、わが国沿岸域での生産振興と、きめ細かい漁業外交が必要となつております。

水産物の需要は、経済の安定成長への移行の中で、食生活の変化などによりその伸びは鈍化し、

低限度一人一日二千六百カロリー、たん白質八十グラムの摂取を目途とし、穀物自給率を十ヵ年計画で七〇%まで高めようとする前提でございます。

そのため、国が農畜産物自給促進と備蓄の計画を年次別に定め、それに従って農業生産体制の整備強化を図り、もって国民に対する主要食糧の安定的な供給を保障することいたしております。

ただいま提案しておりますこの法案は、わが党の農業生産振興法を前提として、国が主要食糧を総合的に直接管理をし、いさかたりとも一億一千万有余の国民に食糧の不安のない体制をつくるうとするものでございます。したがって、政府が提出している食糧管理法の一部改正案とは、根本的にその発想が異なっていることをここに明らかにしておきたいと思います。(拍手)

政府は、今回の改正に当たって、現行の食管法の基本を守りつつ、制度と実態の乖離部分、たとえば使われていない購入帳の廃止あるいは縁故米、贈答米の容認など、現状追認をするものであつて、制度に大きな変革はないことを強く印象づけておりますが、私たちは、食糧管理の根幹を根本的に変革するものであると理解をいたしております。

すなわち、自主流通米制度や買入れ限度の法制化であり、米の直接全量管理体制から部分管理体制へと一步踏み込んだことを示していると言わなければなりません。

また、このことは別に、改正するのであるならば、戦時中の強権供出など、農民の基本的人權をじゅうりんする制度は、当然のことながら見直さなければならないと思うのであります。政府は改正しようとはしておりません。

このような政府の改正案は、生産農民に対し、米過剰のときは生産の制限と低米価を押しつけ、不足のときは強権の發動で米を集荷しようとするものであり、消費者にとってもメリットのない、権力者の得手勝手な改悪案と言わざるを得ないの

であります。

これに対し、わが党の提案は、新たな食糧管理体制をつくり上げる中で、民主的な手法で自給力を高め、その価格面で生産者、消費者の利益を守り、配給の思想を堅持しながら、国民に対して食糧の安定供給を図ることとしたほか、あわせて、平時から計画的な備蓄を行うことを盛り込むこととしまして、食糧の安全保障体制の確立に向けての法体系の整備を行うこととしたところであります。

以下、この法案の主な内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、食管対象品目の拡大であります。

本法案で管理する主要食糧は、米穀、麦のほか大豆、トウモロコシ、コウリヤンなどの食糧とし、総合食糧管理制度を整えることとしたことであります。これは、国民の食生活の変化により動物たん白の摂取が増加し、それがため畜のえさとなる穀類を野放しにしておくことができない状況になってきたと判断しているからであります。

第二は、米穀の管理制度を民主化することであります。

まず、その一は、米穀の政府買入れにつきまして、別に法律で定めるところにより、生産され

た米穀を、その生産者の売り渡しの申し込みに応じて政府がこれを買入れなければならないものとしております。そして、その買入れ価格は、新たに設立されることとなる農民組合の代表と政

府との協議により決定するものとし、協議が難航した場合には、当事者の申請に基づき、総合食糧管理委員会があつせんまたは調停を行うものとし、また、一定期日までに価格決定ができない場合には、その委員会の仲裁によって決定するものとしております。

その二は、米穀の政府売り渡しにつきまして、米穀を食料用として売り渡す場合には、配給計画

に従つて行うものとし、その価格は、政府が総合食糧審議会の意見を聞いて、消費者の家計安定を

図ることを旨として定めることとし、その価格決

定に当たっては、国会の承認を受けなければならぬものとしております。そして、生産者、消費者の利益を守る二重価格制による適正米価の実現

を図らうとしたところであります。また、米穀をえさ用として売り渡す場合の標準売り渡し価格

は、畜産業の経営の安定を図ることを旨として定められたものとしたことであります。

その三は、農林水産大臣が毎年、総合食糧審議会の意見を徵して食料用米穀の配給計画を定める

こととしたことであります。配給の実施は、卸売販売業者及び小売販売業者が、その割り当てを受

けた数量の範囲内で消費者の買受けの申し込みに応じてこれを売り渡すものとして、消費者の段階では買入れの選択の自由を保障することといたしております。

また、米穀、麦などの輸出入を行おうとする者は、総合食糧審議会の意見を徵して行うものとし、その輸入を行うに当たっては、いさかたりとも国内生産を阻害することのないよう十分配慮し、また、その輸出を行うに当たっては、開発途上国の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行うものとしております。

また、米穀、麦などの輸出入を行おうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならぬものとし、その輸入した米穀または麦は、政府に

売り渡さなければならないものとしております。

第五は、主要食糧について、計画的な備蓄を行なうことを法に明記したことであります。

第六は、主要食糧の価格、譲渡に関する命令、調査、報告、検査、罰則など、本法の目的を達成するための管理に必要な規定を整備することにいたしております。

なお、本法施行に要する経費でございますが、主要食糧の範囲の拡大、備蓄に要する経費などを含め、初年度で約一兆四千億円を要すると見込んでおります。

以上がこの法律案の趣旨及びその内容であります。

食糧は人の命の安全を保障するものであり、いさかも国民にその不安を与えてはなりません。

今後の食糧事情は、昨年の内外にわたる気象災害などに見られるような短期変動があらわれている

ほか、長期的に見ても世界の穀類需給の逼迫は必ずしも状態となっております。まさに、食糧問題はエネルギー問題とともに国民生活を守る最大の課題であります。また、この課題の解決こそが八〇年代の政治の責任であろうと思ひます。

わが党が本法案を提出したゆえんも実にこころに

あるのであります。

何とぞ、賢明な各位の慎重な御審議を賜りまして、満場一致可決をしていただけるよう心からお願いを申し上げまして、終わります。(拍手)

國務大臣の発言 (農業基本法に基づく昭和十五年度年次報告及び昭和五十六年度農業

施策、林業基本法に基づく昭和五十五年度年次報告及び昭和五十六年度林業施策及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十五年度年次報告及び昭和五十六年度沿岸漁業等の改正する法律案(内閣提出)及び総合食糧管理法案(安井吉典君外八名提出)の趣旨説明に対する質疑

○謹長(福田一君) ただいまの年次報告等についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告がります。順次これを許します。小里貞利君。

(小里貞利君登壇)

○小里貞利君 食糧管理法の改正案及び先ほど報告ございました農林漁業三白書に関連をいたしまして、私は、ただいまから自由民主党を代表して、鈴木内閣総理大臣及び亀岡農林水産大臣に質問を申し上げます。

長い間の懸案となつておりました食糧管理法の改正問題も結論を得て、さきに提案の運びとなり、さらには、先ほどは農林漁業三白書も提出されました。この二十年間の農業及び農政の動向が総括されております。一方、時あたかも行財政改

革に関する論議が盛んになり、その中にあって農業、農政の振興についても論議が大いに行われ、かづらした状況を踏まえて、この機会に、私はまず第一に触れなければならないのは、国民の食生活における米の位置づけや食糧の安全保障及び農業と食糧政策の基本問題であります。

最近、緊迫感の高まつてゐる国際情勢と、そしてそれらの情勢を背景として、わが国でもいわゆる総合安全保障の問題が各界で大きく取り上げられております。この総合安全保障の中には、広く経済、外交などの問題も含んでおりますが、私は、一国の平和と安寧を守る厳然たる基礎は食糧の確保にあると思います。

食糧は人間生活の重要な必需物資であり、また節約にも限度があり、この特性が、石油など他の物資とは国民生活に占める位置づけにおいて根本的に異なるものであります。ところが、近年、わが国の飼料穀物や大豆などの輸入量は相当量に達しております。一方、今後の世界の食糧需給は、異常気象、発展途上国の人口増などにより、中長期的には樂觀を許さないものがあります。

このような見通しに立つとき、昨年四月に本院でも決議されたように、平素から食糧自給力の維持強化に努め、一億を超える国民に食糧を安定的に供給する一貫した体制をつくつておくことは、きわめて重要な食糧政策であると同時に、国政の基本でもあります。先ほど農林大臣から報告がございました農業白書でも、その重要性に触れ、食糧自給力の維持強化の必要性を主張されているところであります。

特に、米は国民にとって最も基本的な食糧であり、すなわち、わが国の気候風土は米作が最も適しており、栄養的に見てもカロリー源として、あるいはたん白源としてすぐれたものであります。この際、食生活における米の位置づけと、米を中心とした食生活の定着の方針を明確にしていただきたいと思います。

その一つ、今回の改正の基本的考え方は何か。また、今回の改正をして、米の部分管理をねらった食管制度のなし崩しではないかと指摘する向きがあるのですが、これについて政府の見解をお聞かせいただきます。

三つ目には、食糧事情はいつでも供給過剰では

ござります。の今日的な意義についても御所見を伺いたいのでございます。

次に、食管制度の固有の問題についてであります。

これまで食管制度が、農家に対しては米の再生産を確保し、消費者に対してはその家計の安定を図ることを通じて果たしてきた役割りは高く評価すべきものであるし、そうした食管制度は確かに効かせると思います。

しかししながら、一方で現在の制度が戦中戦後のことばならぬものと思ひます。

したがつて、私はこの際、食管法の改正を必要と考へますが、本法の改正に当たつては、さきに申し述べた制度の基本的役割りを的確に遂行するため、食糧の不足時だけではなく、過剰なときも含めて、いかなる需給事情にも柔軟に対応できるような制度に、言いかえるならば、だれもが守れて、また長続きのする制度に再構築をする方向で臨むべきだと考へますが、いかがでござりますか。

そのようなことと関連いたしまして、次の四つについてお伺いいたします。

その一つ、今回の改正の基本的考え方は何か。また、今回の改正をして、米の部分管理をねらった食管制度のなし崩しではないかと指摘する

向きがあるのですが、これについて政府の見解をお聞かせいただきます。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

(内閣総理大臣鈴木善幸君登壇)

まず、食生活における米の位置づけについてであります。米は、日本人の伝統的、基本的な主食でありまして、今後とも、わが国の食生活において重要な役割りを果たしていくことが望ましいと考えております。

最近、米離れといった声も耳にいたしますが、政府は、米の栄養的意義の普及啓発、米飯学校給食の計画的拡充などの対策を進めており、米と日本型食生活のよさを国民に再評価していただこう努力してまいります。

総合的安全保障という見地に立つてわが国の安全を考えますとき、食糧の確保の問題がきわめて重要であります。そのためには、基本的には自

のあります。一たん緊急のあった折における消費者の米の安定供給につき、いかなる措置を講ぜられるのでござりますか。

四つ目には、一部には、この際、部分管理方式や間接統制方式を採用して、大幅な自由化を図った提言についてはどうに評価しておられるか、お尋ね申し上げます。

これらの諸問題について、政府の明確な考え方をお伺いいたします。

最後に、林政についてお伺いいたします。

森林・林業は、木材などの林産物の供給ということに加え、国土保全、水資源の涵養など、多くの公益的機能を有しておりますが、これらの機能に対する国民的要請は日々顕著に高まっております。

しかしながら、森林・林業をめぐる情勢には、木材需要の伸び悩み、林業活動の苦しい低迷など、きわめてゆるやかなものがあります。そこで、森林・林業の厳しい情勢を克服するための林業政策の基本を、この機会に明らかにしていただきたいのでござります。

以上で質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

(内閣総理大臣鈴木善幸君登壇)

まず、食生活における米の位置づけについてであります。米は、日本人の伝統的、基本的な主

食でありまして、今後とも、わが国の食生活において重要な役割りを果たしていくことが望ましいと考えております。

最近、米離れといった声も耳にいたしますが、政府は、米の栄養的意義の普及啓発、米飯学校給食の計画的拡充などの対策を進めており、米と日本型食生活のよさを国民に再評価していただこう努力してまいります。

総合的安全保障という見地に立つてわが国の安全を考えますとき、食糧の確保の問題がきわめて重要であります。そのためには、基本的には自

給力の維持強化を図る必要があります。しかし、国土資源の制約などもあって、輸入に依存せざるを得ない面もあるのが現実でありますから、安定的輸入を確保する必要があり、また、不測の事態に対処するための備蓄の問題ともあわせまして、総合的な食糧自給力の維持強化を図る必要があると考えております。

今後の農政の展開についての基本的な考え方であります。が、農業と農村の役割りが適切に發揮されますが、長期的な展望に立って、一、需要の動向に応じた農業生産の再編成、二、農用地の有効利用と利用権の集積等による中核農家の育成、三、農業技術の向上と優良農地、水資源の確保、四、農村の整備などを中心に施策を進めてまいります。が、先ほど農林水産大臣の趣旨説明にありましたとおり、現行制度の基本は維持しながら、現在の経済実態と乖離を生じて、いる諸条項、諸制度の改正を図つたものであります。御懸念のよ

うな米の部分管理をねらったという性格のものではございません。以上、御質問にお答えいたしましたが、残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

○國務大臣(龜岡高夫君) 小里君の質問にお答え申し上げます。

四つほどございましたが、一つ目の、食管の今回の改正の本義についてといふことでござりますが、これは総理からまだいま答弁がありましたので、省略いたします。

二番目の、安定的供給の具体的方策いかんといふことでござりますが、通常時における米の安定供給の仕組みといたしまして、需給事情的に確対応するため、毎年、品質面にも配慮した米の管理に関する基本計画を樹立するということを今度取り入れてございます。と同時に、消費者に対する

供給計画を策定をすることをございます。

また、集荷業者の指定制、販売業者の許可制というものを導入いたしまして、集荷、販売の流通ルートを特定をいたし、流通業者の地位と責任を明確にして、消費者の需要動向に即応した流通業者活発かつ効率的な活動を期待して、これを法定をいたしてございます。

また、需給が逼迫するなどの情勢が、こういうことばめつたないわけでございますけれども、もしあつた場合には、公平配給の考え方に戻つて、厳格な配給統制の仕組みを発動し得ることを法定をいたしてございます。

三つ目の、今回の食管法の改正は間接統制や大幅な自由化を図るべきであるという提言について、どういう態度をとったのかという御質問でござりますが、国民の主食としての米の地位を考えますと、間接統制にしたり、あるいは部分管理方式にいたしました際には、たとえば去年のような凶作の際、あるいは石油ショックがあつた

ような際、一部の米の買い占めというようなことが起きたとすれば大変な混乱を起こすわけでござりますが、日本が、戦後四十年間、食糧の不安を

国民に与えずこられたのも、この食管法のおかげと言えるわけでありますので、私どもは、このような部分管理や間接統制方式は、総理からも答弁がございましたように、今回の改正に当たつてはこれをとらないといふ立場をとつてあります。

日本にとりましては現実的な方策ではないと考えております。

林業問題についての御質問でございますが、林業・森林をめぐる厳しい情勢を克服するための施策いかんといふことでござります。

なかなかむずかしい問題でございます。山から人はどんどん町へおりて、山には人不在という状態。木を植えようと思っても、造林面積がどんどん減ってきて、なかなかふえないという情勢。やはり林業は、郵便と同じく、人間の手によって発生する

仕事でございます。

これらの仕事に対して、政府といたしましては、今まで以上にやはり森林・林業の持つ公共性というものを重視をして、積極的な施策を講じてまいりたいと、基本的に考えております。

造林、林道、治山事業の計画的な推進を図つておりますのものこのゆえんでございまして、間伐促進のための総合的対策の実施を予算で、間伐促進のための総合的対策の実施を図ることといたしたのものこのゆえんでございまして、外材輸入の安定化、国産材の供給体制の整備についても、予算措置をいたしておるところでございます。

さらに、新林業構造改善事業等の計画的な推進、基幹的な林業労働者の育成、確保などの施策を強力に推進してまいりたいと存じます。

以上で終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 串原義直君。

[串原義直君登壇]

○串原義直君 私は、日本社会党を代表し、政府提出に係る食糧管理法改正案並びに農業、漁業、林業三白書に関連して、総理並びに関係大臣に順次質問いたします。

まず、農業白書に触れつつ、食管法改正案について伺います。

鈴木内閣は、さきに総合安全保障会議を設置し、ことのほか軍事力拡充に熱意を傾けているよう見えてなりません。この姿勢に強い危惧の念を抱くのは私一人ではないでしょう。

わが党は、かねてから、国の安全保障にとって優先されるべきは、自國の国民食糧は自給することであると主張し続けてきました。政府は六〇年代の世界の食糧事情をどのように見ているのか、総理の考え方をしかと伺いたい。

も、アメリカなどからの輸入依存を基本とするものであるならば砂上の楼閣であると厳しく指摘しなければなりません。所信を伺いたいのであります。

政府は、昨年十一月、農政審議会の答申を得て「八〇年代の農政の方向」を決定しました。それにすると、穀物自給率は、現在の三四%から十年後には三〇%に低下するというのであります。これは食糧の海外依存度をさらに高め、荒廃しつつあるわが国農業をより後退させる道を歩むものと断ざざるを得ません。

昨年、国会は全会一致で、食糧自給力強化に関する決議を行いました。したがって、政府の決定した「八〇年代の農政の方向」は、まさにこの国会の決議に逆行するものなのであります。わが党は、総合食糧管理法案により、十カ年計画で穀物自給率を七〇%に高めるため、具体的な施策を提案しております。

今日、世界的な食糧不足は深刻の度を深めております。アフリカ等に見られることなく、発展途上国の中止はまさに悲劇です。加えて、異常気象は記録的であり、ソ連、中国など大国の食糧輸入増加は、わが国にとって強い関心を持つべき現実であります。昨年のわが国の冷たい夏も、われわれに重大な警鐘を鳴らしてくれたものと受けとめなければなりません。

いつでも、どこからでも、食糧は金で求められるという安易な時代ではなくなっているのであります。わが党の主張する穀物自給率向上の長期計画が、近い将来、必ず政治日程に上るであろうことを強調しておきたいのであります。(拍手)

今年の農業白書でも触れているところであります。が、政府は六〇年代の世界の食糧事情をどのように見ているのか、総理の考え方をしかと伺いたい。

なお、政府は、国会決議を尊重し、自給率向上に向け、作目別に何をどのように生産するか、年次計画を立て、農政の方向を転換すべきであります

す。政府の方針をお聞かせください。

さて、政府は、かねてより食糧管理法の根幹を堅持すると、折に触れ国民に答えてきました。その基本は今回の改正でも変わらないのか。改正案は「配給ノ統制」を「流通ノ規制」に改める。となつておりますが、これは食管制度の根幹を崩すものではないのか、総理及び関係大臣の見解を示してもらいたいのであります。

私は、この際、わが国における主要食糧は米麦だけではなく、国内畜産に重要な影響を持つ飼料穀物の輸入と管理が野放しの状況であることを改め、米麦、飼料穀物、大豆を含め、総合的な食糧管理の上に、その需給と価格の調整並びに流通の規制を行い、国民食糧を安定的に供給すべきだと考えるのであります。政府の所見を伺います。

次に、今回の改正が、米の余剰時は生産調整を行い入れ制限を行い、不足時には強権による出荷強制を行ふ明記するという、平和憲法時代にふさわしくない強権的な法律にしたことであります。

次に、今回の改正が、米の余剰時は生産調整を行い入れ制限を行い、不足時には強権による出荷強制を行ふ明記するという、平和憲法時代にふさわしくない強権的な法律にしたことであります。

次に、今回の改正が、米の余剰時は生産調整を行い入れ制限を行い、不足時には強権による出荷強制を行ふ明記するという、平和憲法時代にふさわしくない強権的な法律にしたことであります。

次に、今回の改正が、米の余剰時は生産調整を行い入れ制限を行い、不足時には強権による出荷強制を行ふ明記するという、平和憲法時代にふさわしくない強権的な法律にしたことであります。

次に、今回の改正が、米の余剰時は生産調整を行い入れ制限を行い、不足時には強権による出荷強制を行ふ明記するという、平和憲法時代にふさわしくない強権的な法律にしたことであります。

いことはまことに遺憾であります。

政府は、日本農業育成に熱意を欠き、農民の生活と権利をさらに無視せんとするのか、総理並びに関係大臣の所見をお聞かせ願いたい。

なお、今度の法改正で、自主流通米を法で認めたことは重大な問題を含んでおります。

いま、米の過剰を理由に、およそ四分の一に相当する水田減反政策が行われております。加えて、政府の買入限度数量は年々減少し、その結果、米穀流通における政府米の比重は低下し、自主流通米の比重が高まっております。この自主流通米中心の流通は、不正規流通米、つまりやみ米の増加を生み、ひいては食管法を根本から崩壊させているのであります。

政府の改正案が意図するように、自主流通米を大幅にふやし、消費者価格を市場原理に任せた場合、ある日、何らかの要因によって需給が崩れたとしたら、消費者価格は旬日を経ずして高騰するであろうことは明白です。それは過去の米相場が厳しく教えております。

食管制度は消費者を守るためにあつたとも言えます。米の流通に資本の介入を排し、消費者にいつでも正しい価格で安定供給する施策をどう確立しておくるのか、伺いたいのあります。

また、今回の改正で、贈答米、縁故米を認めることにしておりますが、これは米の自由化ムードをあり、不正規流通米の温床になるのではないか。仮に、毎日新潟からトラック一台、東京に運故米として運ぶ場合、どこでだれがチェックするのか。よほど管理体制を厳重にしない限り、規制は不可能であります。

そこで伺いたいのは、

過般、政府の示した「八〇年代の農政の方向」に、「基本食糧である米については、公的に管理しておき、いかなる食料需給事情の下でも米の円滑な供給が確保できる仕組みを維持しておく必要がある。」と述べております。

これを受けて、自給率向上の努力を払わないまま、食糧確保の基本を輸入に求め、その軌道の上に、米の過剰と不足に対応しようとする危険な道であると言わざるを得ません。(拍手)したがつて、この法改正のどこにも、生産からの視点がな

りません。政府が全量管理を基本とするならば、法のどこに明記されているのか、伺います。

そこで伺いたいのは、基本計画で示す見通しは、いかで伺いたいのか。基本計画策定に当たって、農林水産大臣は、生産者、消費者、流通関係業者の意思を尊重して、林業の基盤整備と国土保全対策、国産材供給体制の整備、林業の担い手対策は緊急の措置であります。特に、七〇%に上る外材の輸入は停滞しております。したがって、重要な国民的課題として、林業の基盤整備と国土保全対策、国産材供給体制の整備、林業の担い手対策は緊急の措置であります。

農林水産関係補助金の削減が提起されておりました。不要不急な補助金整理は理解できるとして、力の弱い第一次産業が崩壊することのないよう、十分な配慮が必要だと思います。この際、あわせて総理並びに大蔵大臣の考え方を伺つておきたいのであります。

次に、漁業問題についてであります。さきに発表された漁業白書では、消費者の魚離れ、燃油の高騰などによつて、漁業経営は厳しさを増していると指摘をしておりますが、その対応策は不鮮明であります。

政府は、海を守り、漁業経営安定対策の推進など、わが国の厳しい漁業環境をどう改善しようとするのか、この際、明確にしていただきたいのであります。

次いで、敦賀原発の放射性廃棄物のたれ流しそうについてお尋ねいたします。

まず、強く指摘したいのは、放射性物質の管理の問題についてお尋ねいたします。今回の事故についてのずさんなことがあります。今回の事故についての管理体制、廃棄物処理の方法は、常識では考えられないことであると関係者は一様に驚いています。

えください。

また、この放射性廃棄物の流出によって海水が汚染し、周辺漁民は漁獲物が売れず、生活権を脅かされるおそれも出ております。政府は、どのように対処するのか、具体的な対策について明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

わが国の林業をめぐる環境は、木材需要の伸び悩み、外材輸入の増加に伴い、造林など生産活動は停滞しております。したがって、重要な国民的課題として、林業の基盤整備と国土保全対策、国産材供給体制の整備、林業の担い手対策は緊急の措置であります。

以上、国民生活に多大な関連を持つ諸点について触れてまいりました。とりわけ、漁業、農業を中心め、食糧問題は、エネルギー問題とともに国民生活を守るために最も重要な課題であります。そのねらいが、角をためて牛を殺す結果を生むことのなきよう声を大にして強調し、総理の明快なる答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣鈴木善幸君登壇

〔内閣総理大臣鈴木善幸君〕お答えいたしました。

まず、國の安全保障という観点からの食糧問題についてであります。國内で生産可能な食糧はできるだけ國內で生産できるよう、生産性を高め、自給力を維持強化することが基本であります。が、國土資源の制約から、かなりの程度、輸入に依存せざるを得ないことも現実でありますから、安定的輸入を図ること、さらには不測の事態に備えての備蓄など、総合的な自給力の維持強化が重要であると考えております。

八〇年代以降の食糧需給は、長期的には必ずしも穀類を許さないと見られますが、飼料穀物、大

性格が異なつてまいりますので、食管制度の対象をそこまで広げることは適当でないと考えております。

自給率の問題であります。国土資源に制約のあるわが国では、穀物の自給率を高めることに限りあることは否めませんが、先般明らかにいたしました長期展望のもとでも、食用農産物の総合自給率はほぼ現状並みの七三%程度を維持することとし、特に基本食糧である米、野菜、果実、畜産物につきましては、完全自給ないし相当高い自給率を維持することとしております。

次に、原子力発電所の安全性に関するお尋ねがございました。

今回の日本原子力発電株式会社の敦賀発電所における事故は、国民の原子力発電に関する信頼を損なうものであり、きわめて遺憾なことであると存じております。

現在、事故原因及び責任の所在を徹底的に究明しております。全国の原子力発電所についても総点検を実施しておりますところであります。

また、今回の経験を踏まえ、今後、原子力発電所の安全管理行政の一層の充実を図るべく所要の検討を行いますとともに、電気事業者に対するよう、厳しく指導してまいります。

なお、これまでの調査によれば、魚類に放射能汚染は認められず、安全であるとの結論が出されております。

林業振興対策など残余の問題につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

○國務大臣(龜岡高夫君) お答えいたします。

政府の生産政策は、過剰のときには買入れを制限し、不足のときには強制的に供出させるなど、農民無視だ、こういう御批判でござりますが、もしそういうことであれば、今日まで、わが自由民主党、農家の支持を受けることができなかつたはずであります。私どもは、やはり農民の

立場に立って、常に心から農家の立場の農政を責任を持って実行をしてまいりたと確信をいたしております。

今回の食糧管理法改正につきましても、そういう立場から、食管法の根幹はこれを堅持をして、そうしてあの食糧の非常に不足な戦時に立法されたこの食管法、あの当時は非常に食糧が不足の場合の食管法、ところが米の過剰のとき、安定化、生産と需要が需給のバランスがとれておると、この両時の法律的配慮がございませんので、このいすれの場合でも発動するとのできるような内容に改正をして、提案をいたしました次第でございます。

次に、自主流通米制度はやみ米の横行を許すのではないか、こうしたことでございますが、この自主流通米も、今回の改正案で、これを法律の中に規定をいたしまして、やはり政府の管理の中ににおいて自主流通をさせるという方式をとつておるわけございまして、この点は、消費者の需要に応じた米の安定供給という点で重要な役割りを果たしており、今後とも適切な運営を期することにより、私は御批判のような点は起こり得ないと確信をいたしております。

さらに、縁故米の扱いいかんでは不正規流通を助長することとなるということで、トラックで新潟から米を送る例をお話ししましたが、この縁故米の限度というのは、個人間の非営利的な米のやりとりということござります。したがって、トラック一台を米のやりとりというようなことは常識では考えられません。したがって、これらはよく司法当局とも、警察当局とも連絡を密にいたしまして、今後やみ行為のないように、きちんと処理をいたしてまいる予定でござります。

この縁故米とか自主流通米に対する御心配の余り、部分管理に通じていくのではないか、全量管理制度でござりますが、この点はまことに厳しい、厳しい情勢であることは御指摘のとおりでござります。このために、われわれといたしましては、周辺水域の沿岸漁業の振興、つくり育てる漁業の推進

で、責任を持たせてこれを処理し管理をしてまいりたいふうにいたしておりますので、御安心をいただきたいと思います。

と同時に、全量管理が法律に書いてないじやないかという御批判ですが、それは第一条の法の目的、第二条ノ二の基本計画、第三条の米穀の政府買い入れ、第九条の主要食糧の譲渡などの規制の関係各項から見て、全量、政府が米を管理するということは明らかでございます。

基本計画と生産調整の関係でございますが、基本計画は米の流通管理についての指針でございまして、これをもつて直ちに生産活動を拘束すると

いうようなものではありません。この点は誤解のないようにお願いいたします。

また、基本計画は、米麦価のようない直接かつ具体的に生産者なり消費者なりの利害にかかわってくるものではありませんので、法律に基づく審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというような仕組みにはなじみにくいと考えておるわけでございまして、このため、必要に応じ、米価審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというよ

うな仕組みにはなじみにくいと考えておるわけでございまして、このため、必要に応じ、米価審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというよ

うな仕組みにはなじみにくいと考えておるわけでございまして、このため、必要に応じ、米価審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというよ

うな仕組みにはなじみにくいと考えておるわけでございまして、このため、必要に応じ、米価審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというよ

うな仕組みにはなじみにくいと考えておるわけでございまして、このため、必要に応じ、米価審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというよ

うな仕組みにはなじみにくいと考えておるわけでございまして、このため、必要に応じ、米価審議会など第三者の意見を聞いて答申を得るというよ

等を行うために、積極的な予算措置を講じてござります。さらに、効率による漁場の確保、漁業経営の維持安定を図るための生産構造の再編成などの経営の圧力の緩和といったような措置も講じてござります。

このようにいたしまして、厳しい情勢の中にある漁業の方々が、何といっても一千万トンのたん白資源を全国民に供給してくれておるわけでありますので、この点はやはり、政府といたしましても、水産行政を重視をして処置をしてまいりたいと考えております。

さらに、今回の敦賀発電所の事故の件でございますが、これで漁業の方々、大変心配されたようになりますが、すでに生じております被害につきましては、補償措置等につき、今後、当事者であります日本原電と被害漁業者との間で十分話し合いが行われるよう、福井県とも水産庁とよく連絡をとつて指導をいたしてござります。

林業の問題も御指摘あったわけでございますが、資源、環境面での制約の強まりなど、経済社会が変化する中につき、森林・林業の役割りに対する国民的要求はますます高まるものと考えております。同時に、森林そのものが果たしておられます公共的役割りというものをやはり十分に認めなければならぬと考えております。そういう立場から、今度の五十六年度の予算編成も、そのような立場で、間伐の実行等を重点的な施策として施行することいたしておる次第でござります。

外材の輸入規制をしたらどうかということでおこないますが、これはもう自由貿易で生きているといふことでござりますが、しかし、第一次産業である農林水産業、これらはやはり相手の国と十分話し合いたしましたして、とことんまで話し合いをいたしまして了解を得、そして、ともに立つてい

くことのできるような道を見出すということが大事かと思います。

先般、縣装乳製品のECB並びにニーニージーランドとの関係につきましても、相當な両国の意見の違いがあったわけでありますけれども、徹底的に話し合いを続けた結果、合意点に達して、お互いが立つていけるような方策を見つけ出すことができたわけでありますので、この木材につきましても、業界等を十分に指導しまして、そうして、日本の木材業界並びに消費者の国民のプラスにならうような措置を見出していくというのが私どもたる考え方の責任であるということで、処理してまいりたいと思っています。(拍手)

○國務大臣(田中六助君)　串原議員にお答え申し
上げます。

國務大臣田中六助

卷之六

けのならないことでございまして、保安体制と申しますが、この措置について十分な配慮が行われてないとの断定せざるを得ないわけでござります。したがつて、私どもは、この点国民に対しまして、今までの原子力発電所に対する信頼性について不安をここで生じたという強い反省を持つおりまして、係官を現地に派遣いたしまして、この体制をいま検査しているやさきでござります。結果が十分判明次第、私どもはこれについて厳正な態度をとつていただきたいと思います。

将来対応することございますが、原子力発電所は、わが国にとっても、これからエネルギー

○議長(福田一君) 吉浦忠治君。
〔吉浦忠治君登壇〕

○吉浦忠治君 私は、公明党・国民会議を代表しまして、ただいま農林水産大臣からなされました昭和五十五年度の農業白書・漁業白書・林業白書についての報告並びに食糧管理法の一部改正案の趣旨説明に関連して、内閣総理大臣及び関係各大臣に質問をいたすものであります。

〔議長退席 副議長着席〕

御周知のように、わが国の農林漁業は、過去の政策のもとで、産業的地位において後退に次ぐ後

こういう御趣旨と存じます。
補助金の削減、削減というよりも合理化削減、
それは別に農林水産関係でなくて全体の問題題でござります。農林水産関係が非常に重要な業種であることは当然わかつておりますので、その中에서도
すでに目的を果たしたもの、あるいはこういう御時世だから、こういうときにはもう御遠慮いただかざるを得ないかというようなもの等、それぞれ各省庁にあるわけでございまして、厳しい財政事情の折、農林水産大臣と十分に相談をいたしてやらせていただきます。(拍手)

退を強いられております。この傾向は、減速経済へ移行した今日においても、なおどまるところなく続き、荒廃、衰退の一途をたどっております。このことは、農業について言えば、稲作の大規模減収、農畜産物の輸入拡大や生産者価格の抑制、農業従事者の高齢化、婦女子化等々といった形であらわれております。

ちなみに農業所得は、生産資材の値上がりもあおり、昭和五十四年度には五・八%減少し、五十五年度には冷害の影響も加わりまして、四月から二月の期間で見ると、何と一六・五%も減少してしまいます。一般労働者にとって賃金の日減り現象は大変な問題となつておりますが、農業者、とりわけ農業へ大きく依存している農家にとって、それを上回る深刻な事態を迎えるに至っているのであります。

今年の農業白書においては、食糧の安全保障と保全のため総合的な食糧自給力の維持強化を図る、このように必要性を説いております。

しかし、昨年秋、閣議決定した「農産物の需給と生産の長期見通し」においては、現在三四〇%を有する穀物自給率を昭和六十五年には三〇%にダウンさせる見通しである、この点から見ても明らかに、ようやく、食糧自給力と食糧自給率の持つ意味は区別して考えられております。すなわち、政府は、いざというときには国内で生産できる、いわゆる潜在的な生産諸能力を自給力という意味で使っておられます。

ところで、それを上回る深刻な事態を迎えるに至っているのであります。
漁業、林業についても同様、いま大きな危機に直面し、生産の扱い手は確実に減少しているのであります。
これら農林漁業については、これまでの単なる政策の延長程度では再建、発展は不可能であります。政府は、農林漁業の再建、発展のために今後どのような政策的手段でを講ずるお考えなのか、まず総理の所信をお伺いするものであります。
以下、各白書に関連して簡潔にお伺いをいたします。

しかししながら、食糧生産は、そのようなどんな
わ式で対応できる性格のものではありません。し
たがって、食糧の安全保障確保のためには、自給
力の維持強化ではなく、あくまでも自給率の向上
を政策の基本とすべきであります。

その場合、わが国においては、減反した水田等
をえさ米づくりに活用することなどして、飼料穀
物の自給率を高めることができて緊要であると
考えます。そして、そのことがとりもなおさずわ
が国農業の行き詰まりを開拓する突破口となるも
のと確信するものであります。このことについ
て農林水産大臣の御見解を承りたい。

また、農業白書には構造政策推進の必要性が強
調されておりますが、本来構造政策は、地価の安
定や雇用、社会保障政策の充実など、農業政策を
超えた総合的視点から、国が整合性を持たせなが
ら進めるべき生産のものであります。事の重要性

はないか。
また、近年水産物の冷凍品が急増している現状から見て、関係省庁が一体となり、在庫量を徹底して掌握し、商社等による魚の買い占め等の不当な行為は厳しく指導するなどして、魚価が下方硬直化している現状を打破していくような政策に力点を置くべきものと考えるものであります。どういうお考えなのか。
また、林業については、世界的に森林資源が枯渇していく傾向であります。わが国においては、戦後植林した森林が、あと二十年もすれば本格的伐採期を迎えると予測されています。かかるに、

超えた総合的視点から、国が整合性を持たせながら進めるべき性格のものであります。事の重要性にかんがみ、総理及び国土庁長官は、この問題に対し、いかなる実効ある具体策を用意できるのか、明確な御答弁をお願いしたいのであります。

次に、漁業についてであります。今回の白書は、近年魚離れが著しく、その原因の一つに魚価の高騰があることを指摘しております。したがつて、魚価の安定のためには、今後わが国沿岸海域における栽培漁業を強力に推進したり、内水面を積極的に活用し、水産物の安定供給を図るべきで

Digitized by srujanika@gmail.com

仮にそうであったとしても、その時点で一体だれがその森林の木を伐採するのでありますか。

現在、林業就業人口はわずか二十万人足らずで、その多くは高齢化しております。近年は、高校新卒者で林業へ就業するのは年間四百人を割るに至っております。そのため、いま必要となつている間伐についてさえも遅々として進んでいない実情であります。今後、わが国林業を考える上でキーポイントとなるこの扱い手の確保対策について、ここからで画期的な施策を講ずる考え方はないのか、農林水産大臣にお尋ねをするものであります。

次に、食糧管理法、すなわち食管法の一改正案についてであります。

米の不足を背景に制定された現行の食管制度については、米過剰の今日においては多くの矛盾が表面化し、世論の厳しい一つの批判的となつております。しかし、今後懸念される世界的食糧危機が到来した場合、わが国においては食糧輸入の大幅縮小を余儀なくされ、そうなれば米への依存度を高め、わが国はたちまちにして米不足という事態を招くことになることは必ずと言えるわけであります。

このような事態に対処するためにも、わが党は、食糧不足時において、米を安定的にして、かつ公正な分配ができるよう平素から万全の措置を講すべきものと考えるものであります。そして、そのためにも、適正な米価を補償し、農業經營基盤の維持を図ることとともに、米を国家管理貿易品目とすることにより米の輸出入を厳重に規制するといった現行食管制度が持つ機能については、これを大切に守る必要があるものと考えるものであります。昭和四十八、九年における狂乱物価の中においても、米価だけは安定した價格で供給できたという実績は、まさに食管法が存在していたからと言えるのであります。

しかし、現行食管制度は、米の不足基調を背景として制定された統制色の強いもので、米の過剰

基調には弾力的に対応できないことから、制度と実態の乖離とか、違法行為の横行等といった形で、さまざまな矛盾を表面化させていることも事実であります。したがって、今回の改正案が、現状追認程度とか、部分的改正ないしは運用面での多少の改善措置程度にとどまるものであれば、食管法への国民の信頼を高め、かつ、守りやすい食管とするためにも、それは必要な措置と考えるものであります。

しかし、今回の改正案が、さきに述べたような現行食管法が持つ重要な機能に支障を来す可能性をはらんでいるとするならば、その部分については、修正案の提起を含め、十分な歯どめ措置を講じておく必要があると考えるものであります。

以下、このような前提に立つて、重要な問題点にしづら質問をするものであります。

第一は、基本計画についてであります。

この基本計画とは、これまでの物量統制色の濃い配給計画にかかるもので、米の品質要素や需給調整色をも帯びた計画になるわけであります。となると、この計画は、運用次第によって、ことに中長期的には減反政策を初め、わが国の農業、食糧政策にも重大な影響を及ぼすことになるものと思わねばなりません。それだけに、この計画策定には慎重を期さなければならないわけであります。が、今回の改正案によりますれば、この計画は農林水産大臣が一方的に策定できるようになつておられます。

したがつて、この策定に当たつては、現在、価格決定のみについての諸問機関となつてゐる米価審議会を、主要食糧審議会という形に改組し、この諸問機関の意見を聞かねばならないものとすべきであると考えるものであります。どうか。

第四は、米価の問題についてであります。

米価については、今回の改正案とは直接関係はないものの、米価抑制のため、今後は、その運用面において、需給均衡的要素を色濃く導入していくことになるのではないかと懸念されております。けれども、この点はどうか。また、現在再検討しているという新しい米価算定の方針とはいかないかなど、お尋ねがございましたが、先ほど小里議員にもお答えいたしましたとおり、部

第二に、自主流通米についてであります。今回の改正案においては、これまで政令でもつて運用してきた自主流通米に法的根拠を与えるとするものであります。この自主流通米の存在について、すでにこれまでの流通形態の中で定着し、この存在を肯定する生産農家も多いことから、今回の改正の趣旨に基本的に反対するものではありません。しかし、その取扱数量を無条件に認めることは、米の自由化を促進し、緊急時に

おいて政府による直接管理という方向へ容易にバックすることが困難となる懸念があります。したがつて、その数量は全流通量の三分の一程度にとどめるほか、万一、自主流通米として売却できない場合は、政府が責任を持つて買い上げる旨について、法律事項として明定すべきものと考えるものであります。どうでしようか。

第三は、やみ米業者の取り締まりについてであります。農林水産大臣及び国家公安委員長は、正米市場関係をも含めて、やみ米業者について徹底して取り締まる自信があるのかどうか。

また、米の生産農家が直接消費者へ贈る縁故米についての公認は許されるとしても、消費者が買いたい求めた米を他の消費者へ贈る贈答米については、やみ米業者の発生を誘発しがちになるだけではなく、供給計画をも大きく乱す要因となりがちであることから、贈答米の公認については再検討されよう要求するものであります。どうであります。

第五は、米価の問題についてであります。

米価については、今回の改正案とは直接関係はないものの、米価抑制のため、今後は、その運用面において、需給均衡的要素を色濃く導入していくことになるのではないかと懸念されております。けれども、この点はどうか。また、現在再検討しているという新しい米価算定の方針とはいかないかなど、お尋ねがございましたが、先ほど小里議員にもお答えいたしましたとおり、部

最後に、政府は、本食管制度を部分管理へ移行させるという方針は、今後とも全くないと断言できるのかどうか。これについて総理の明確な答弁をお願いし、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

す。まず、農林漁業の再建、発展のために今後どのような政策を考えているかとのお尋ねでございま

す。わが国の農林水産業は、農業の経営規模拡大の停滞、林業の需要の伸び悩み、水産業における二百海里規制の強化の問題など、それぞれに困難な問題を数多く抱えているのが現状であります。

このため、今後の農林水産行政は、長期的な展望に立つて、農業については、需要の動向に応じた農業生産の再編成の推進、経営規模の拡大を軸とする生産性の向上、豊かな緑を持つ地域社会としての農村の整備、林業につきましては、林業生産基盤の整備、植林、間伐対策の推進、水産業につきましては、わが国周辺水域における漁業の振興、漁業経営の安定対策などに重点を置きまして施策を進め、農林水産業の未来に明るい展望を切り開いてまいりたいと考えております。

次に、農業構造政策の推進のためには、農業政策を超える広い視野のもとに、整合性のある対策を講ずべきではないかとの御意見でございましたが、御指摘のとおり、農業構造政策を通じてのわが国農業の体質の強化は、総合的な視点に立つて進める必要があり、政府におきましても、従来から農地の有効利用とか、地価対策とか、農村地域の雇用対策でありますとか、各般にわたる施策の総合的な推進を図つてしまつたところであります。

食管制度について、今後部分管理に移行しないと断言できるかとのお尋ねがございましたが、先ほど小里議員にもお答えいたしましたとおり、部

残余の質問につきましては、所管大臣から答弁させます。(拍手)

[國務大臣亀岡高夫君登壇]

○國務大臣(亀岡高夫君) お答えいたします。

食糧の安全保障確保のために、食糧自給力の維持強化じゃなくて、自給率の強化というふうにしる、こういうことでございますが、私どもいたしましては、昨年の四月に本院で、食糧自給力の強化に関する決議というものをしていただいたわけでございますので、この院の趣旨を尊重いたしましたして、あらゆる角度から日本の食糧を自給をしてまいりたいということで、全力を挙げてきておるところでございます。

先ほど総理からもお答え申し上げましたとおり、日本ができるものは、できるだけ日本で生産をする、どうしても地理的条件、気候的条件によつて及ばないといつものについては、やむを得ず輸入をするという立場で施策を進めてまいりたいと考えます。それから、飼料穀物の自給率の向上を図るため、えさ米づくりに積極的に取り組めという御指示でございますが、飼料米について、確かに、日本独特の水田という耕地を利用して生産ができるという、その意義は私は大きいと考えます。したがいまして、このえさ米も、超多収米、超多収穫のえさ米が生産される技術が確保されればといふ前提がつくわけでございますが、現在、農林水産省におきましても、超多収米の造成に全力を挙げておるところでございます。

皆さん御承知のように、脱粒性が非常に強い。それから、えさでございますから、食べるお米のような手段で供給したのでは、えさの用をなさないわけでございますから、これは、どうしても価格を安く生産するという条件があるわけでございます。これらにもかなうだけの、やはり単収の多い超多収米でなければならない、そういうことを確立した上で農家に奨励をしてまいりたい、こう考えておりまして、それまでは生産調整の転作

物の対象とはいしませんということを申し上げておるところでございます。

魚価安定のために、もちろんの施策をやるべきでござります。

栽培漁業に強力に取り組み、内水面もこれを積極的に利用するという方向に対して、農林水産省としても努力をいたしますとともに、やはり沿岸漁業、さらには遠洋漁業等、条件が非常に厳しくなっておりますけれども、あらゆる施策を講じて漁業者の経営安定に資していく所存でございます。

魚の買い占めで不幸な事件を起こした例が過去にあったわけであります、あのように、冷凍水産物のいわゆる在庫調査というものが今までなかつたということで、昨年から二ヶ月間に一遍ずつ、この冷凍水産品の在庫調査というものを常に把握をしておつて、これを各市場等に提供いたしまして、魚価の安定並びにこの冷凍水産物で不当な利潤を上げたり、投機を行つたりすることのできないよう指導してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

今後のわが国林業を考える上で、労働力対策が大変大事ではないか、御指摘のとおりでございます。先ほども申し上げたとおり、木は農作物のように機械化することがなかなかむずかしいでございます。いろいろ機械化を研究、工夫はいたしておりますけれども、全工程を機械でやるというところまでには、はるかに時間がかかるわけでござります。二十万人しかいない、二千四百万ヘクタールに及ぶこの広大なる日本の山地、林地、これをやはり常に美林、緑化にしておくことが、日本民族発展の基礎であるわけでありますから、

そういう観点から、この林業労働者の確保をするには、やはり林業に日本一億国民がどれだけ深く認識をし、そうして投資をしていくか、やはり木を植えるため、山を維持するため、国民一人一人が山を維持するのだ、われわれの力で維持する

のだという気持ちをみんなで持つて、そうして、やろうという世論が起きてくれば、おのずから山に行つて働くという人も出てくるわけでござります。やはり山で働く人が相当な所得を得ることのできるような仕組みを今後ぜひとも研究し、考

えていきたい、こう考えておりまして、私は、こ

れが労働問題の基本である、その上に労使の間の話合いをするということが大事でありますの

で、その点を進めてまいりたいと思います。

次いで、今度、食管法の改正の問題でございま

すが、基本計画を一方的に農林水産省で決める

いうのはいかぬ。

これは一方的に決めるわけじゃございませんで、想談会等をお開きいただいて、そこに報告をして御了承を得るというふうに考えております。

それから、超過米をどうするかということございます。

生産調整に協力して、なおかつ、その上に超過米ができたという場合にはどうするかということ

でござりますが、これは食管法を改正した後で

も、従来どおり、やはり自主流通米として集荷、

販売をするように努力をしていただくというふうに考えております。

自主品牌米を無条件に伸ばすのは、米の政府管

理の上で危険であるという御指摘でござりますけれども、私どもはそう考えておりません。

状況を勘案の上、基本計画の定めるところに従つて適切な運営によって、やっていく考え方であります。

〔國務大臣原健三郎君登壇〕

○國務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。

地価の安定策があるのかどうか、それについての御質問でござります。

最近における地価の動向を今年の地価公示に

よって見ますと、三大圏の住宅地における変動率

が高いといふこれまでのパターンとほぼ同じで、

大した変化はございません。しかし、上昇率はや

や純化する傾向にあることが特色であります。

最近の地価上昇は、住宅地が中心となつておりますが、これは効用増によるものほか、根強い

実情を勘案しながら政府が引き受けおるわけでございますので、そういう必要性がない、こう考えておるわけでございます。

それから、正米市場も含めて、やみ業者を徹底的に取り締まれる自信があるか。

そのために今回の食管法の改正をさせていただいたとも言えるわけでございまして、この点は、

集荷業者、販売業者、これを法定をいたしてございますので、今後は、司法当局、警察当局ともよく密接な連絡をとつて、縦故米等に便乗する不当のやみ業者に対しては、厳しくこれを取り締まつてまいり、こう考えております。

総理から、部分管理は絶対にしない、こう申し上げておりますこの食管法の改正でござります。

それについて米価の問題でござりますが、生産者のためには何も考えてないじゃないかといふ先ほどの御批判もありましたけれども、そういうことですございませんで、この生産者米価を決める条文はそのままにいたしておるわけでございまして、米の需給事情その他的事情に配慮しつつ、米穀の再生産の確保を旨として生産者米価を決めていく、こういうことでござりますので、この点はひとつよく御理解をいただき、また今年産米の米価も、やがて時期が参りますが、その際にも米価審議会でよく御審議をいたして決定をしていきたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣原健三郎君登壇〕

○國務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。

地価の安定策があるのかどうか、それについての御質問でござります。

最近における地価の動向を今年の地価公示に

よって見ますと、三大圏の住宅地における変動率

が高いといふこれまでのパターンとほぼ同じで、

大した変化はございません。しかし、上昇率はや

や純化する傾向にあることが特色であります。

最近の地価上昇は、住宅地が中心となつておりますが、これは効用増によるものほか、根強い

主な原因であると考えられるところであります。しかし、過去におけるような投機的な土地取引は、すでに影をひそめておるものであります。

それで、土地政策としては、長期的には過密過疎を解消し、国土の均衡ある利用を図ることが必要であります。当面の対策としては、第一は、土地取引について引き続き厳重な監視を行います。第二は、国土利用計画法的確な運用を図ること等により、投機的な土地取引の抑制を図ります。第三は、農地組合制度の活用等による市街化区域内農地の宅地化の促進を図る。第四、遊休地の活用。第五、都市再開発の推進等による市街化の促進を図ることを中心として、地価安定のための諸施策を総合的かつ積極的に講じていくことが必要であると考えておるところであります。

以上、お答えします。(拍手)

(国務大臣安孫子藤吉君登壇)

○國務大臣(安孫子藤吉君) 米穀等の流通秩序の維持につきましては、所管行政官庁の適正なる行政施策によりまして、その実効を十分に期待し得るものと考えておるのであります。が、取り締まりにつきましては、その行政措置が十分に効果を上げることができるようにという立場から、需給関係等の情勢に応じまして的確に対処してまいりたいと存じておるところでござります。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 横手文雄君。

○横手文雄君 [横手文雄君登壇] 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題になりました農林漁業三白書並びに食糧管理法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行います。

いまや食糧資源問題が国際的に重要視されつゝあるとき、わが国農業の現状は、米減らしの減反ります。

農業白書は、基本法農政二十年の概観から始め、わが国の農業がいびつな構造に陥った、この

ことを認め、その原因に言及しておりますが、私は、今日の農政の混迷は、今まで農政を展開した政府・自民党にあると言わざるを得ません。

(拍手)

すなわち、農政の長期的展望を持たず、その場のときの場当たりの政策に明け暮れた自民党農政の体質こそ、日本農業の自立的発展を阻害した元凶であります。政府は、農業の再建を進めるに当たって、基本法農政をどのように総括し、今後の農政展開にいかに生かそうとするのか、総理の率直な見解を求めます。

第二に、食糧の安全保障についてであります。昨年の第九十一国会において、食糧の自給力強化に關する国会決議が採択され、それを受けて、政府は、日本の農業、食糧を守るために万全の対策を講ずることを約束したのであります。

しかるに、昨年十月、農政審議会の答申を受けた閣議決定した昭和六十五年度の農産物生産見通しでは、穀物自給率を現在の三四%から昭和六十五年には三〇%に引き下げるとしております。また、今回の農業白書においても、国際的な農産物需給は今後不安定に推移すると、このことを認めながら、生産性を度外視した国内自給率の向上は現実的ではないと断じております。

この政府の姿勢は、さきの国会決議に矛盾するものであり、農政不信を招く大きな原因となつております。この矛盾について、生産農民に對しどのように説明されるのか、お尋ねいたします。

第三に、白書は、農業担い手の高齢化が進行し、将来農地を手放す農家が百七十万戸と予想しておりますが、これは、将来わが国の農村社会、農業構造を根底から搖るがす問題であります。

政府は、高齢化の進む農村に対し、年金など離農者への社会福祉、農村の整備、さらに農業後継者の育成などの総合的対策をどのように進めるのか、お伺いいたします。

次に、白書は、農地の流動化が進むことを予想しております。確かに、日本農業の体質を強化することを認め、その原因に言及しておりますが、私は、今日の農業振興を見直し、大規模栽培の実験を始めたところではあります。しかし、農業の振興を強力に推進すべしと提唱しております。この点、あわせて政府の農業振興に関する基本方針をお伺いいたします。

次に、食糧管理法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正は、これまで政府が食管法の政省令等で手直しを加えた予約限度制、自主流通米制度など一連の措置を食管法本体に組み入れた、いわば現状追認と理解いたします。しかし、食管制度改善の具体的中身は政省令にゆだねられており、政府の運用を見なければわからないというのが事実であります。

このため、国民の間には、今回の法改正を契機に、将来食管制度の根幹を改變する意図が政府にあります。私は、総理に対し、将来とも食管制度の根幹を堅持していく方針で法改正に臨まれたのかどうか、明快なる答弁を求めます。

第二に、政府が策定する米の管理、流通の規制に関する基本計画についてであります。

このねらいは、米の過剰時代に対応して、需給の調整機能を強化することにあると理解いたしましたが、基本計画の内容とその運用によつては、生産農民に与える影響、きわめて大きなものがあります。

すなわち、現在、水田利用再編対策として、関係者の協力のもとに実施されている米の生産調整が強制的に拡大されはしないか。さらに、品質格差の拡大など、生産者米価の抑制につながるのではないかという懸念であります。こうした問題に対する政府の明快なる御説明を求めます。

第三に、米の備蓄についてであります。

政府は、昨年末の政府在庫米が六百五十万トンあつたことなどを理由に、米の需給不均衡を強調されておりますが、冷害による凶作で主食用の米は底をつけかけ、現在、政府在庫米のほとんどは加工用、飼料用というものが事実であります。この

ことは、国民生活にとってきわめて重大なことであります。

したがつて、政府も、食糧の安全保障を確立する見地から、備蓄の重要性を再三強調されてきておりますが、この際、従来の備蓄方式を見直し、備蓄に関する国の責務並びにその基本計画を食管法に明記すべきと考えますが、この点に対する政府の見解を求めます。

第四に、流通面の改善についてであります。

政府は、流通業者の地位と責任を明らかにし、不正規流通を取り締まる方針を打ち出しました。この意味するところは、法改正の趣旨にもあるように、消費者の多様な需要に食管制度が十分に対応していくための制度改革と理解しますが、その成果は、今後の運用を見なければわからないといふのが事実であります。

その具体的運用に關し、まず消費者にとってどのような利点がたらされるのか。また、流通の各段階で競争原理を導入する方針をとるのかどうか。さらに、この制度改革を通じて、米の消費拡大がいかに図られていくのか。以上三点について、政府の明快なる答弁を求めます。

あわせて、不正規流通を取り締まる具体的方策を明らかにしていただきたいのであります。

第五に、財政再建を図る見地から、食管制度を効率的に運営する要請が高まっていますが、この点に関する政府の見解をお伺いいたします。

最後に、私は、地域経済の発展のかなめとして農林漁業を位置づけ、確固たる長期展望に立って、その再構築に着手するよう、政府に対し強く要望して、質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

農業基本法制定以降今日までの間におきましたが、畜産物、野菜、果実等の部門では、需要の動向に応じた農業生産の選択的拡大と經營規模の拡大が進んだのですが、稲作等土地利用型農

業部門では、規模拡大の立ちおくれなど多くの問題を残しているのが現状かと存じます。

したがいまして、今後の農政を進めるに当たりましては、昨年農政審議会から御答申をいただきました「八〇年代の農政の基本方向」などを踏まえまして、需要の動向に応じた農業生産の再編成、農用地の利用権の集積による中核農家の育成など、諸般の施策を講じてまいりたいと存じます。

今回の食管法の改正は、制度の基本を維持しながら、現在の経済状態と乖離を生じて、いる諸条項、諸制度の改正を行うものであります。これがより需給事情の変動に応じて安定的に米の供給が図られることになると存じますので、生産者、消費者、さらには国民经济全体にとりましても、法改正の持つ意味は大きいと考えます。

以上、御質問にお答えいたしましたが、その他点につきましては、所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣亀岡高夫君登壇〕

○国務大臣(亀岡高夫君) 横手議員にお答えいたします。

政府といたしましては、先般の国会における食糧自給力強化決議を踏まえ、自給力の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

先般政府が明らかにいたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」、これは閣議決定をさせています。

強化に努めてまいりたいと考えております。

政府といたしましては、先般の国会における食糧自給力強化決議を踏まえ、自給力の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

先般政府が明らかにいたしました「農産物の需

要と生産の長期見通し」、これは閣議決定をさせています。

強化に努めてまいりたいと考えております。

政府といたしましては、先般の国会における食糧自給力強化決議を踏まえ、自給力の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

強化に努めてまいりたいと考えております。

政府といたしましては、先般の国会における食糧自給力強化決議を踏まえ、自給力の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

強化に努めてまいりたいと考えております。

政府といたしましては、先般の国会における食糧自給力強化決議を踏まえ、自給力の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

強化に努めてまいりたいと考えております。

力に推進をしてまいりたいことだと思います。

また、農地の流動化を進めるることはまことに重要なことであることは、われわれも大分前から感じておったわけでございますが、なかなかその環境がうまく成長いたさなかつたということがあるわ

う思います。かつて、農地管理事業団法といまして、需要の動向に応じた農業生産の再編成、農用地の利用権の集積による中核農家の育成など、諸般の施策を講じてまいりたいと存じます。

がうまく成長いたさなかつたということがあるわ

う思います。かつて、農地管理事業団法といまして、需要の動向に応じた農業生産の再編成、農用地の利用権の集積による中核農家の育成など、諸般の施策を講じてまいりたいと存じます。

と考えております。

以上のようなら、林業施策を講じます。が、何としても、その基本的考え方を確立をする

ことであることは、われわれも大分前から感じておったわけでございますが、なかなかその環境

がうまく成長いたさなかつたということがあるわ

う思います。かつて、農地管理事業団法といまして、需要の動向に応じた農業生産の再編成、農用地の利用権の集積による中核農家の育成など、諸般の施策を講じてまいりたいと存じます。

以上のようなものであります。

を上げて積極的に協力してもらえませんわけではありませんして、五十三年から今日まで、生産調整が年ごとに計画を上回った減反成績を上げてくれたのも、やはり政府の、協力を要請するその誠意を示さなければならぬ、こういうふうに考えて、決して強制はいたしまりません。

備蓄については、これはもう今度の食管法にも直接備蓄の問題を条文を設けて法定はしておりますせんけれども、米の需給調整その他の管理に関する基本計画の中に当然含まれておるということです、ここで備蓄の問題を取り上げてまいりたいと考えます。

さらに、消費者、生産者のため、この改正案はどうなのか、利益があるのかということでございますが、私どもは、大いにある、こう考えておるわけでござります。
やはり石油ショックの際にも、それから昨年のあの異常な冷害凶作の際にも、米に不安を感じなくて済んだ。したがって、食管制度は守られるよう、そして、消費者のためにも生産者のためにも、現行の制度が、基本を存続してもらつた方が非常にありがたいということは、米価審議会でも消費者の委員からも強く主張を受けておるわけでもござりますので、守られる食管法ということにいたしておけば、消費者、生産者からも大変信任を受けるものと考えます。

不正規流通の取り締まり等についても、やはり厳然たる態度で臨んでまいりたい、こう考える次第でございます。

また、小売の新規参入など、販売業者制度の改善については、政府壳却の改善その他の条件整備を進めながら、自立性ある販売活動の必要性、制度内容の連続性、地域の実情等に配慮して、その改善整備を図つていただきたいという考え方を持っております。
また、食管財政負担軽減についてのお話があつたわけですが、米の需給均衡の早期回復、両米値の適正な決定、集荷、保管、運送等各

般にわたる業務運営の改善合理化を図りまして、機構、定員についても、引き続き社会情勢の変化等を踏まえ、簡素合理化を図る方向で努力してま

いる所存でございます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(岡田春夫君)

これにて質疑は終了いたしました。

内閣委員

辞任 補欠

上原 康助君 竹内 猛君 上原 康助君

泰道 三八君 麻生 太郎君 泰道 三八君

竹内 猛君 麻生 太郎君

岸田 公介君 伊藤 新君

植竹 繁雄君 平二君

栗山 明君 野坂 浩賢君

北口 博君 野坂 浩賢君

平沼 起夫君 佐藤 文生君

森山 欽司君 坂本 三十次君

機構、定員についても、引き続き社会情勢の変化等を踏まえ、簡素合理化を図る方向で努力してまいる所存でございます。(拍手)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

上原 康助君 竹内 猛君 上原 康助君

泰道 三八君 麻生 太郎君 泰道 三八君

竹内 猛君 麻生 太郎君

岸田 公介君 伊藤 新君

植竹 繁雄君 平二君

栗山 明君 野坂 浩賢君

北口 博君 野坂 浩賢君

平沼 起夫君 佐藤 文生君

森山 欽司君 坂本 三十次君

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君

大蔵大臣 通商産業大臣 田中 六助君

郵政大臣 山内 一郎君

自治大臣 安孫子藤吉君

農林水産大臣 亀岡 高夫君

農林水産大臣 渡辺美智雄君

農林水産大臣 高木出男君

農林水産大臣 麻生 太郎君

農林水産大臣 麻生 太郎君

農林水産委員会

辞任 麻生 太郎君

泰道 三八君

竹内 猛君

上原 康助君

北口 博君

栗山 明君

野坂 浩賢君

平沼 起夫君

佐藤 文生君

坂本 三十次君

大蔵委員

辞任 平沼 起夫君

泰道 三八君

北口 博君

栗山 明君

野坂 浩賢君

平沼 起夫君

佐藤 文生君

坂本 三十次君

農林水産委員会

辞任 平沼 起夫君

泰道 三八君

北口 博君

栗山 明君

野坂 浩賢君

平沼 起夫君

佐藤 文生君

坂本 三十次君

科学技術委員会

理事 与謝野 樹君

(理事塙原俊平君去る二

十一日理事辞任につきその補欠)

十一日理事辞任及び補欠選任)

○副議長(岡田春夫君)

これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(岡田春夫君)

これにて質疑は終了いたしました。

内閣委員

辞任 佐藤 文生君

十一日理事辞任につきその補欠)

○副議長(岡田春夫君)

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

出席政府委員

内閣総理大臣 鈴木 善幸君

大蔵大臣 通商産業大臣 田中 六助君

郵政大臣 山内 一郎君

自治大臣 安孫子藤吉君

農林水産大臣 亀岡 高夫君

農林水産大臣 渡辺美智雄君

農林水産大臣 高木出男君

農林水産大臣 麻生 太郎君

農林水産大臣 麻生

17

小川 平二君	坂本三十次君	玉生 孝久君	池田 淳君
平沼 赴夫君	天野 公義君		
福永 健司君	橋本龍太郎君		
森山 鈴司君	畑 英次郎君		
(特別委員辞任及び補欠選任)			
、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
物価問題等に関する特別委員			
辭任	補欠		
岩佐 惠美君	藤田 スミ君		
藤田 スミ君	岩佐 惠美君		
依田 実君	伊藤 公介君		
伊藤 公介君	依田 実君		
(議案提出)			
、去る二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。			
国会議員及び内閣総理大臣その他国務大臣の資産の公開等に関する法律案(山口鶴男君外四名提出)			
、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。			
銀行法案			
中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案			
証券取引法の一部を改正する法律案			
(議案付託)			
、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
国會議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開等に関する法律案(山口鶴男君外四名提出、衆法第三三号)			

は次のとおりである。

国際民間航空条約第五十条(4)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求める件

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

広域臨海環境整備センター法案

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国會議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開等に関する法律案（山口鶴男君外四名提出）

(議案撤回)

一、去る二十一日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案（山口鶴男君外四名提出）

（議案撤回通知）

一、次の議案は、去る二十一日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

国會議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の

(質問書提出)
各種手数料等の改定に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十六年三月二十四日
内閣総理大臣 鈴木 善幸
(不動産の鑑定評価に關する法律の一部改正)
第一条 不動産の鑑定評価に關する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一十一条第一項中「二千円」を「一千五百円」に、「三千円」を「四千円」に改める。
第三十二条中「三万円」を「三万五千円」に改める。
〔司法試験法の一部改正〕
(社会教育法の一部改正)
第二条 司法試験法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「千五百円」を「二千円」に、「三千円」を「四千円」に改める。
〔社会教育法の一部改正〕
第三条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第五十二条第二項中「三千円以上九千円以下」を「三千五百円以上一万五百円以下」に改める。
(著作権法の一部改正)
第四条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第七十条第一項中「五千円をこえない」を「九

（麻薬取締法の一部改正）
第六条 麻薬取締法(昭和二十二八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第七条 種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のよう改正する。
第八条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第九条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第十一条 家畜改良増殖法の一部改正
第十二条 第百三十三条第二項中「三千五百円」を「一千五百円」に改める。
（農業法の一部改正）
第十三条 第二項中「一千五百円」を「一千円」に改める。
（家畜改良増殖法の一部改正）
第十四条 第二項中「一千五百円」を「一千円」に改める。

和五十六年度」に改める。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和七十年度」を「昭和七一年度」に改め、同項第三号中「第六項まで」の下に「第八項若しくは第九項を加え、「一般会計」を「一般会計」に、

三千七百九十五億円」を「二千七百九十五億円」とし、昭和五十六年度にあつては一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付

金の額十三百六億円」に改める。

附則第八条の二中「昭和五十五年度から昭和六十二年度まで」を「昭和五十五年度及び昭和五十九年度から昭和六十七年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付 金の額
昭和五十五年度	三百九十億円
昭和五十九年度	三百二十億円
昭和六十年度	四百五十億円
昭和六十年度	四百五億円
昭和六十年度	五百七十億円
昭和六十年度	五百八十一億円
昭和六十年度	六百五十億円
昭和六十年度	七百五十億円

附則第八条の三第二項第三号中「第六項まで」の下に「第八項若しくは第九項」を加え、同条に次の三項を加える。

7 昭和五十六年度における第一項の借入純増額のうち千三百三十億円については、同項の規定にかかわらず、その十分の十に相当する額の臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、昭和六十二年度から昭和七一年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

8 昭和五十六年度における第一項の借入純増額

加額のうち前項の規定の適用を受けるものに係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方特例交付 金の額
昭和六十二年度	八十億円
昭和六十三年度	九十億円
昭和六十四年度	七十億円
昭和六十五年度	百億円
昭和六十六年度	百億円
昭和六十七年度	百二十億円
昭和六十八年度	百四十億円
昭和六十九年度	百五十億円
昭和七十一年度	百七十億円

9 昭和五十六年度における第一項の借入純増額(第七項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る第一項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付 金の額
昭和六十二年度	五億円
昭和六十三年度	五億円
昭和六十四年度	五億円
昭和六十五年度	十億円
昭和六十六年度	十億円
昭和六十七年度	十億円
昭和六十八年度	十五億円
昭和六十九年度	十五億円
昭和七十一年度	十億円

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
1	一 警察費	警察職員数	一人につき	五、八三四、〇〇〇円	
2	二 土木費	道路橋梁	千平方メートルにつき	一九八、〇〇〇	
3	1 経常費	河川費	道路の面積	一千平方メートルにつき	三、六五二、〇〇〇
2 経常費	河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	六九、二〇〇	
3 経常費	港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	四九〇、〇〇〇	
4 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二〇、四〇〇	
5 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	八、五三〇	
6 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	五八六	
7 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	二、七八〇	
8 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	四、八〇〇	
9 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	二、九一三、〇〇〇	
10 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	三二、六〇〇	
11 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	三三、八〇〇	
12 経常費	(1) 土木費 (2) 経常経営	人口	一人につき	二、七六五、〇〇〇	

昭和五十六年四月二十三日 衆議院会議録第一十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(古物営業法の一部改正)

第四条 一 特許業者(昭和二二四年三月一日以後)の一部を次のように改正する。

第十四条中「七千円」を「八千五百円」に改め
る。

(家畜商法の一部改正)
第五条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)

の一部を次のよう改訂する。

「日を超えない」に改める
(質屋営業法の一部改正)

第六条 賃屋営業法（昭和二十五年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「一万円」を「二万三千円」に改め
る。

第七条 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のよう改正する。

第十九条の表中「三千四百円」を「四千二百円」に、「一千四」を「一千二百円」に、「一百五十」を

「四百五」だ、「千七百四」を「一千四百」だ、「四百」を「四」十「四」で改める。

第八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一
（建築基準法の一部改正）

号)の一部を次のように改正する。

改める。
（狂犬病予防法の一部改正）

第九条 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「一千円」を「一千百円」に改め
る。

(水洗炭業に関する法律の一部改正) 第十条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法)

律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二万円」を「一万四千円」に、「一万円」を「一万三千円」に改める。

第二章 各種手数料関係法律の一部改正

第二章 各種手数料関係法律の一部改正 (風俗営業等取締法の一部改正)

百二十一号)の一部を次のように改正する。

(大麻取締法の一部改正)
第三条 大麻取締法(昭和二十三年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。
第九条中「千円」を「二千円」に改める。
第十一条中「五百円」を「千四百円」に改め

(水洗炭業に関する法律の一部改正)
第十一条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

借入金限度額に千三百
(以下「昭和五十六年度
いう。」) 昭和五十九年
の各年度分につては

度から昭和七十年度まで
二十億円を加算した額
「分等の借入金限度額」と
昭和五十六年度分等」に
ようて改める。

では昭和五十五年度分の二十億円を加算した額が「分等の借入金限度額」として、昭和七十年度まで「昭和五十六年度分等」に

[View Details](#)

年 度	控 除 額
昭和五十九年度	二千五百八十億円
昭和六十年度	五千四百八十億円
昭和六十一年度	六千五百九十億円
昭和六十二年度	七千三百二十億円
昭和六十三年度	八千三十億円
昭和六十四年度	八千八百二十億円
昭和六十五年度	九千七百九十九億八千万円
昭和六十六年度	八千八百七十一億円
昭和六十七年度	七千六百九十九億円
昭和六十八年度	六千八百五十億円
昭和六十九年度	四千六百七十億円
昭和七十年度	一千四百八十億円

の規定」を「第五号まで若しくは第七号の規定」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金額 の額 臨時 方特例 交付
昭和五十五年度	三百九十九億円
昭和五十九年度	三百二十億円
昭和六十年度	四百五十億円
昭和六十一年度	四百四十億円
昭和六十二年度	四百八十億円
昭和六十三年度	五百二十五億円
昭和六十四年度	五百七十億円
昭和六十五年度	六百一十五億円
昭和六十六年度	六百八十億円
昭和六十七年度	七百五十億円

附則第八項に次の二号を加える

六 次の表の上欄に掲げる当該各年度分に応する当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第八項に規定する臨時地方特例交付金の額

年	度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年度	度	七十億円
昭和六十三年度	度	八十億円
昭和六十四年度	度	九十億円
昭和六十五年度	度	百億円
昭和六十六年度	度	百億円
昭和六十七年度	度	百億円
昭和六十八年度	度	百十億円
昭和六十九年度	度	百四十億円
昭和七十一年度	度	百五十億円
昭和七十二年度	度	百七十億円

年 度	臨時地方 特例交 付金の額
昭和六十二年度	五億円
昭和六十三年度	五億円
昭和六十四年度	五億円
昭和六十五年度	十億円
昭和六十六年度	十億円
昭和六十七年度	十億円
昭和六十八年度	十億円
昭和六十九年度	十億円
昭和七十一年度	十五億円
昭和七十二年度	十五億円

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

年 度	臨時地方特例交 付金の額
昭和六十二年度	五億円
昭和六十三年度	五億円
昭和六十四年度	五億円
昭和六十五年度	十億円
昭和六十六年度	十億円
昭和六十七年度	十億円
昭和六十八年度	十億円
昭和六十九年度	十五億円
昭和七十一年度	十五億円
昭和七十二年度	十五億円

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十六年度分の地方交付税の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、地方公共団体の手数料について受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 昭和五十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金千三百二十億円については、昭和六十二年度から同七十二年度までの各年度に分割して償還する二二二・八、そつうと、千三百三十億円

(1) 地方交付税の一部改正

(1) 昭和五十六年度分の地方交付税の総額については、昭和五十年度から同五十二年度までの各年度の借入金の償還方法を変更することによりその増加を図るほか、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金の額千三百六億円及び同特別会計において借り入れる千三百二十億円を加算

議案の要旨及び目的
本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の額の確保に資するため、昭和五十六年に、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需

に対処するため、地方交付税の単位費用を改
するほか、地方公共団体の手数料について受
者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保
のであつて、その要旨は次のとおりである。
1 地方交付税法の一部改正
1 地方交付税の総額の特例
(1) 昭和五十六年度分の地方交付税の総額
については、昭和五十年度から同五十二
年度までの各年度の借入金の償還方法を
変更することによりその増加を図るほ
か、一般会計から交付税及び譲与税配付
金特別会計に繰り入れる臨時地方特別会計交
付金の額千三百六億円及び同特別会計に
おいて借り入れる千三百二十億円を加算
する。
(2) 昭和五十六年度の交付税及び譲与税配付
金特別会計における借入金千三百二十
億円については、昭和六十二年度から同
七十一年度までの各年度に分割して償還
することとし、そのうち、千百三十億円
についてはその十分の十に相当する額、
千百三十億円を除いた額についてはその
二分の一に相当する額を償還が行われる
各年度において、臨時地方特別交付金と
して一般会計から同特別会計に繰り入れ
る。

い、昭和五十七年度から同六十七年度までの各年度の借入金の償還額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとされている臨時地方特例交付金の額を変更する。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 公園、清掃施設、市町村道、下水道等の住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源を措置する。

2 教職員定数の増加、私学助成の拡充等

教育水準の向上に要する経費及び児童・老人福祉等社会福祉施策の充実に要する経費の財源を措置する。

3 過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等による経費の財源を措置する。

(4) 昭和五十六年度において、財源対策債を減額することに伴い、これに対応する投資的経費を基準財政需要額に算入する。

5 昭和五十五年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財

政需要額に算入する。

(6) その他制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定する。

〔名種手数料関係法律の一部改正〕

最近における経済情勢の変化等にかんがみ、次の十二法律の一部改正により、地方公共団体の手数料の額又はその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資する。

〔共團体の手数料の額又はその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資する。〕

み、次の十二法律の一部改正により、地方公共団体の手数料の額又はその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資する。

〔風俗営業等取締法の一部改正〕

〔大麻取締法の一部改正〕

〔古物営業法の一部改正〕

〔家畜商法の一部改正〕

〔質屋営業法の一部改正〕

〔漁船法の一部改正〕

〔建築基準法の一部改正〕

〔狂犬病予防法の一部改正〕

〔水洗廻業に関する法律の一部改正〕

〔電気工事士法の一部改正〕

〔都市計画法の一部改正〕

〔その他〕

〔その他所要の規定の整備を行う。〕

2 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、前記〔〕の2の規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

〔議案の可決理由〕

最近における地方財政の現況にかんがみ、地

〔六年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改革等に伴つて増加する財政需要に對処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、地方公共団体の手数料につい

て受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資することとする等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

〔農林水産省設置法の一部を改正する法律案〕

なお、本案に対し、日本社会党、公明党・国民會議及び民社党・国民連合の共同提案並びに日本共産党提案に係る地方交付税率の引上げ等を内容とする修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

〔昭和五十六年二月二日〕

国会に提出する。

昭和五十六年二月二日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律
農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十
三号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中「農業技術研究所」を「農業技
術研究所」に改める。

この兩修正案については、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して安孫子自治大臣から「修正案については、政府として賛成いたしかねる」旨の意見が述べられた。

とし、第十七条の次に次の二条を加える。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出予算に地方交付税交付金として八兆三千四百六十一億四千二百九万四千円が計上されている。

〔右報告する。〕

〔昭和五十六年四月二十一日〕

地方行政委員長 佐藤 恵
衆議院議長 福田 一殿

七二八

日本国民が同種の無線局を開設することを認める國の国籍を有する人の開設するもの

第十五条中「再免許及び」の下に「第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局その他」を加える。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明

（技術基準適合証明）

第三十八条の二 郵政大臣は、小規模な無線局に使用するための無線設備であつて郵政省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、第三章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）を行ひ、又はその指定する者（以下「指定証明機関」という。）たゞこれを行わせることができる。

2 指定証明機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合証明を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定証明機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合証明を行わないものとする。

4 郵政大臣又は指定証明機関は、技術基準適合

証明を受けようとする者から申請があつた場合には、郵政省令で定めるところにより審査を行ふ、当該申請に係る特定無線設備が第三章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行うものとする。

5 郵政大臣又は指定証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、郵政省令で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付するものとする。

6 技術基準適合証明を受けた特定無線設備以外の無線設備には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

7 郵政大臣は、第一項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣の意見を聽かなければならぬ。

8 郵政大臣は、第四項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（指定証明機関の指定の基準）

第三十八条の三 郵政大臣は、前条第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定証明機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合証明の業務の実

施の方法その他の事項についての技術基準

適合証明の業務の実施に関する計画が技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。

三 前号の六第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第三十八条の六第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

三 技術基準適合証明の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合証明が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによって申請に係る区分の技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとなること。

（指定の公示等）

第三十八条の四 郵政大臣は、指定証明機関の指定をしたときは、指定証明機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定証明機関は、その名称若しくは住所又は

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ

が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定証明機関の指定をしてはならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

一 二この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しないときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合証明の義務等)

第三十八条の五 指定証明機関は、技術基準適合証明を行なべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を行わなければならない。

2 指定証明機関は、技術基準適合証明を行うときは、郵政省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、郵政省令で定める要件を備える者(以下「証明員」という。)にその審査を行わせなければならぬ。

(役員等の選任及び解任)

第三十八条の六 指定証明機関の役員の選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定証明機関は、証明員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定証明機関の役員又は証明員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第三十八条の八第一項の業務規程に違反したときは、その指定証明機関に対し、その役員又は証明員を解任すべきとを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十八条の七 指定証明機関の役員若しくは職員(証明員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、技術基準適合証明の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 技術基準適合証明の業務に従事する指定証明機関の役員及び職員(証明員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第三十八条の八 指定証明機関は、郵政省令で定める技術基準適合証明の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、郵政大臣の認可を受けるなければならない。

2 指定証明機関は、受けなければならぬときも、同様とする。

3 郵政大臣は、前項の認可をした業務規程が技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(事業計画等)

第三十八条の九 指定証明機関は、毎事業年度、

事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、

員(証明員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、技術基準適合証明の業務に関して知り得た郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定証明機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十八条の十 指定証明機関は、郵政省令で定めることにより、技術基準適合証明に関する事項で郵政省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の十一 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十八条の十二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務の状況に

関し報告させ、又はその職員に、指定証明機関の事業所に立ち入り、技術基準適合証明の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休延止)

第三十八条の十三 指定証明機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の十四 郵政大臣は、指定証明機関が一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 郵政大臣は、指定証明機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 この章の規定に違反したとき。
 - 二 第三十八条の三第一項各号（第四号を除く。）の一に適合しなくなつたと認められるとき。
 - 三 第三十八条の六第三項、第三十八条の八第二項又は第三十八条の十一の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第三十八条の八第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで技術基準適合証明の業務を行つたとき。
 - 五 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
- （郵政大臣による技術基準適合証明の実施）
- 第三十八条の十五 郵政大臣は、指定証明機関が
- 第三十八条の十二第一項の規定により技術基準

- 適合証明の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定証明機関に對し技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定証明機関が天災その他事由により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十八条の二第三項の規定にかかわらず、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 2 郵政大臣は、前項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている技術基準適合証明の業務を行わないことをするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。
- 3 郵政大臣が、第一項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、第三十八条の十第一項の規定により技術基準適合証明の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における
- 技術基準適合証明の業務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。
- （第四十八条後段）を「第四十八条第一項後段」に改め
- 第四十四条から第四十七条までを次のように改める。
- 第四十五条 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。
- 第四十六条 無線従事者国家試験は、第四十条の資格別に、毎年少なくとも一回郵政大臣が行う。
- 第四十七条の二 第三十八条の三（第一項第四号を除く。）第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の十五までの規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは「第四十六条の二項」と、同条第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十五中四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明の業務」とあり、並びに第三十八条の三第一項第三号及び第三十八条の十中「技術基準適合証明」とあるのは「第四十六条第一項の特定試験事務」と、第三十八条の四第一

(試験員)

七三三

四十七条 指定試験機関は、特定試験事務を行う場合において、無線従事者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務

については、郵政省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせなければならぬ。

(無線従事者国家試験)

（第47条の次に次の一条を加える。）

第四十七条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十七条の二 第三十八条の三（第一項第四号を除く。）第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の十五までの規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは「第四十六条の二項」と、同条第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十五中四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明の業務」とあり、並びに第三十八条の三第一項第三号及び第三十八条の十中「技術基準適合証明」とあるのは「第四十六条第一項の特定試験事務」と、第三十八条の四第一

ため、罰則の規定を整備する等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 無線局の免許申請者の欠格事由の緩和

アマチュア無線局については、日本国民に對して同種の無線局の開設を認める國の國民に対しても免許を与えることができるとしていること。

2 無線局の免許手続の簡素合理化

(1) 郵政大臣は、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局については、郵政省令で定める簡易な手続により免許を与えることができるとしていること。

3 無線從事者國家試験事務の簡素合理化

(1) 郵政大臣は、小規模な無線局に使用するための無線設備について、技術基準適合証明を行うとともに、郵政大臣の指定する者(指定試験機関)にもこれを行わせることができるとしていること。

(2) 指定証明機関の指定は、郵政省令で定めること。

とする者の申請により行うとしていること。

四 指定証明機関の郵政大臣による指定の基準として、公益法人であること、業務実施

計画が業務の適正かつ確實な実施に適合していること及び同計画を適正かつ確實に実施するに足りる財政的基礎を有すること等

を定めること。

(4) 指定証明機関は、正当な理由なく、技術基準適合証明のための審査を拒んではならないとすること。

(5) 指定証明機関の役員の選任及び解任、業務規程並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算についての認可等、指定証明機関に対する郵政大臣の監督について定めること。

(6) 指定証明機関及び指定試験機関については、電波監理審議会に諮問しなければならないとすること。

(7) 罰則に規定している罰金等の額を改定するともに、指定証明機関及び指定試験機関に関する罰則の規定を整備すること。

4 その他規定を整備すること。

6 施行期日

公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。ただし、郵政大臣の免許がないのに、無線局を開設した者に対する罰則の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

無線局の免許申請者及び無線從事者國家試験の受験者の増加に伴い、行政事務の簡素合理化を図るために所要の措置を定め、併せて諸外国

準、指定試験機関の監督等については、指定証明機関の場合と同様とすること。

4 違法な無線局に対する罰則の強化

郵政大臣の免許がないのに、無線局を開設した者を処罰し得るようにすること。

5 その他

(1) 指定証明機関及び指定試験機関の指定等については、電波監理審議会に諮問しなければならないとすること。

(2) 罰則に規定している罰金等の額を改定するともに、指定証明機関及び指定試験機関に関する罰則の規定を整備すること。

昭和五十六年四月二十二日

衆議院議長 福田 一殿
通信委員長 佐藤 守良

右報告する。

の動向にかんがみ、外国人にもアマチュア無線の免許を与えることができるようとするともに、違法な無線局の増加に対処する等のため、罰則の規定を整備する等の改正を行おうとするところは妥当な措置であると認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年三月十七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「二千六百円」を「三千五百七十五円」に「二百六十円」を「三百五十八円」に改める。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

改める。

第五十二条中「一千六百円」を「三千五百七十五円」に、「二百六十円」を「三百五十八円」に改める。

附則第十条の二中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を「昭和五十七年度以後において、厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に改め

る。

附則第十条の三第一項第一号中「農業者年金基
金法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第
五十六号）附則第三条第一項」を「農業者年金基
金法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第
二号）附則第二条第二項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第五十六条関係)		金 額
資格喪失日又は死亡日の属する月の前月 までの農業者年金の被保険者期間に係る保 険料納付済期間	三年以上 四年未満	
四年以上	五年未満	九一、〇〇〇円
五年以上	六年未満	一二一、〇〇〇円
六年以上	七年未満	一五一、〇〇〇円
七年以上	八年未満	一九七、〇〇〇円
八年以上	九年未満	二四二、〇〇〇円
九年以上	一〇年未満	二八七、〇〇〇円
一〇年以上	一一年未満	三三三、〇〇〇円
一一年以上	一二年未満	三四年以上三五年未満
一二年以上	二三年未満	三五年以上三六年未満
二四年以上	二五年未満	三六年以上三七年未満
二五年以上	二六年未満	三七年以上三八年未満
二六年以上	二七年未満	三八年以上三九年未満
二七年以上	二八年未満	三九年以上

第一條 この法律は、昭和五十七年一月一日から施行する。ただし、第四十四条、第四十八条、第五十二条及び附則第十条の二の改正規定並びに附則第四条の規定は、昭和五十六年七月一日から施行する。	施行期日
一八年以上一九年未満	七四一、〇〇〇円
一九年以上二〇年未満	七八七、〇〇〇円
二〇年以上二一年未満	八三三、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	八七七、〇〇〇円
二二年以上二三年未満	九二三、〇〇〇円
二三年以上二四年未満	九六八、〇〇〇円
二四年以上二五年未満	一〇一三、〇〇〇円
二五年以上二六年未満	一〇五九、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	一〇四、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	一五〇、〇〇〇円
二八年以上二九年未満	一九五、〇〇〇円
二九年以上二〇年未満	二四〇、〇〇〇円
二〇年以上二一年未満	二八六、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	三三一、〇〇〇円
二二年以上二三年未満	三七六、〇〇〇円
二三年以上二四年未満	四二三、〇〇〇円
二四年以上二五年未満	四六七、〇〇〇円
二五年以上二六年未満	五一三、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	五六八、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	六〇三、〇〇〇円
二八年以上二九年未満	六四九、〇〇〇円
二九年以上	六九四、〇〇〇円

(保険料の額の特例)

第二条 昭和五十七年一月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法第六十五条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一、昭和五十七年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき五千百円
二、昭和五十八年一月以後の月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それ一月につき同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年度までの間においてこの法律による改正後の農業者年金基金法附則第十条の一の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額）

昭和五十八年一月から同年十二月までの月分	五千五百円	昭和五十七年度
昭和五十九年一月から同年十二月までの月分	五千九百円	昭和五十八年度
昭和六十一年一月以後の月分	六千三百円	昭和五十九年度

2 農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十

三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることその他他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十六号）附則第三条第一項の政令で定める要件に該当している者がこの法律の施行前に同項の規定により

つた日の属する月から当該事由に該当しなくな

った日の属する月までの月分の保険料を除く。）の額についての前項の規定の適用については、同

項第一号中「五千百円」とあるのは「三千六百四十円」と、同項第二号の表中「五千五百円」とあるのは「三千九百二十四円」と、「五千九百円」とあるのは

「四千二百十円」と、「六千三百円」とあるのは「四千五百円」と、「六千七百円」とあるのは「四千七百八十円」とする。

3

第一項第二号の表の昭和六十一年一月以後の月分の項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる保険料の額は、昭和六十二年一月以後においては、その額が法第六十五条第三項の基準に適合するに至るまでの

年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

（脱退一時金及び死亡一時金の額の特例）

第三条 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての

脱退一時金及び死亡一時金の額は、この法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」といって耕作又は養畜の事業を行う者となつたことの政令で定める事由に該当することとな

げる額を合算した額とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡

日の前日における保険料納付済期間（以下「基礎納付済期間」という。）についての農業者年

金基金法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十号）による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年法律第六十号）による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる額に、昭和四十九

年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

（一 基礎納付済期間についてのこの法律による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げ

る区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十一月までの被保険者年金基金法別表の上欄に掲げ

る額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十一月までの被保険者年金基金法別表の上欄に掲げ

基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて

得た額に相当する額

- 2 新法第三十五条の規定は、前項の規定により算定される脱退一時金及び死亡一時金に係る受給権を裁定する場合について準用する。

(経過措置)

- 第四条 昭和五十六年六月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。

- 第五条 新法附則第十条の三第一項の規定は、昭和五十七年一月以後の月分の保険料に係る国庫補助について適用し、同月前の月分の保険料に係る国庫補助については、なお従前の例による。

- 第六条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

最近における社会経済情勢等にかんがみ、農業

者年金事業について、年金給付の改善を図るとともに、保険料の額を改定する等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

が加えられた額)とし、昭和六十二年一月以後、法律で定めるところにより段階的に

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

- 一 議案の要旨及び目的

(一) 年金額の引上げ

1 経営移譲年金の額を保険料納付済期間一

月につき二千六百円(六十五歳以後二百六十円)から三千五百七十五円(六十五歳以後三百五十八円)に引き上げること。

2 農業者老齢年金の額を保険料納付済期間一月につき六百五十円から八百九十五円に引き上げること。

3 一時金の額の引上げ等の措置を講ずること。

4 施行期日は、昭和五十七年一月一日とする

こと。ただし、年金額の引上げに関する規定期については昭和五十六年七月一日から

施行すること。

(二) 保険料の改定

二 議案の可決理由

本案は、農業者の老後の生活の安定と農業經營の近代化等に資するための措置として妥当と

認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

の額については、年金給付の額の自動的改

定措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額)とし、昭和六十二年一月以後、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする」と。

件に該当する後継者については、引き続き保険料の軽減措置を講ずること。

- 2 三十五歳未満であることその他一定の要件に該当する後継者については、引き続き保険料の軽減措置を講ずること。

〔別紙〕 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

衆議院議長 福田 一殿

農林水産委員長 田邊 國男
昭和五十六年四月二十二日

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算(農林水産省及び厚生省所管)に農業者年金事業等の実施に要する経費として六百三十億七千三百二万円が計上されている。

農業者年金制度の創設等についても引き続き検討を進めること。

政府は、本制度が農業者の老後の保障と農業經營の長期にわたる健全な運用が図られるよう、農家の負担能力等に配慮しつつ、年金財政充実のための各種方策を検討するとともに、若年未加入者に対する加入の促進、受託業務体制の整備充実に努めること。

また、これと併せ、農業者老齢年金水準の改善、農業に専従する主婦等の年金への加入及び遺族年金制度の創設等についても引き続き検討を進めること。

右決議する。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十六年三月十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
連合又ハ市街地再開発組合に改める。

第七条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合若ハ市街地再開発組合」に改める。
第二十九条第一項第三号中「又ハ貿易連合」を
「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十一条中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額
ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以て定
ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

3 所属資格団体の追加

商工組合中央金庫の所属資格団体として、

都市再開発法に基づく市街地再開発組合を追
加する。

4 一 所属団体の出資口数限度の引上げ

一所属団体の有すべき出資口数の限度を五
万口から所属団体の出資総口数の百分の一に
引き上げる。

5 商工債券の発行限度の引上げ

商工組合中央金庫が必要とする資金の確保を図
るために商工債券の発行の限度額を引き上げ、同金
額の自己資本の充実を図るため一所属団体の出資

口数の限度を引き上げるとともに、市街地再開発

第七条第三項中「一組合」を「一所属団体」に、

「五万口」を「所属団体ノ出資総口数ノ百分ノ一」に
改める。

第二十七条第一項中「又ハ貿易連合」を「貿易
連合又ハ市街地再開発組合」に改める。

第二十八条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合若ハ市街地再開発組合」に改める。

第三十一条中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額
ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以て定
ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

第三十二条第一項第三号中「又ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十三条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十四条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十五条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十六条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十七条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十八条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

第三十九条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を

「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項
第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街
地再開発組合」に改める。

組合の事業の円滑な推進を図るため同金庫の所属
団体となることができる者として同組合を追加す
る等の必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

金は政令を以つて定めるものをいうものとす
る。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、商工組合中央金庫が必要とする資金

の確保を図るため等の措置として妥当なものと
認め、これを可決すべきものと議決した次第で
ある。

右報告する。

とするともので、その主な内容は次のとおりであ
る。

1 所属資格団体の追加

商工組合中央金庫の所属資格団体として、

都市再開発法に基づく市街地再開発組合を追
加する。

2 一 所属団体の出資口数限度の引上げ

商工組合中央金庫が必要とする資金の確保を図
るために商工債券の発行の限度額を引き上げ、同金
額の自己資本の充実を図るため一所属団体の出資

口数の限度を引き上げるとともに、市街地再開発

第七条第三項中「一組合」を「一所属団体」に、

「五万口」を「所属団体ノ出資総口数ノ百分ノ一」に
改める。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び同報告書 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

二 議案の可決理由

本案は、商工会及び商工会連合会の事業活動を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年四月二十二日

商工委員長 野中 英一

衆議院議長 福田 一殿

昭和五十六年四月二十三日 衆議院會議錄第二十一號

七四三

明治二十五年三月三十日
便物類
司日

(定価
二三〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五三一
(大代) 〒105